１２／１６（木）
知事の記者会見開始（１３：１５頃）をもって解禁

# 県政改革方針実施計画（仮称）

［行財政運営方針実施計画］

令和３年１２月

兵　　庫　　県

# 目　次


はじめに …… 1

Ⅰ　財政運営
1 行政施策 …… 2
(1) 事務事業 …… 2
(2) 投資事業 …… 6
(3) 公的施設等 …… 13
(4) 試験研究機関 …… 16
(5) 県営住宅事業 …… 18
(6) 教育施策（教育委員会所管） …… 21
2 収入の確保 …… 23
(1) 県税 …… 23
(2) 課税自主権 …… 25
(3) 諸収入 …… 27
(4) 資金管理 …… 30
(5) 債権管理 …… 31
(6) 県有資産の活用 …… 33
3 公営企業、公社等の運営 …… 38
(1) 企業庁 …… 38
(2) 病院局 …… 43
(3) 流域下水道事業 …… 45
(4) 公社等 …… 46
(5) 兵庫県公立大学法人 …… 48

Ⅱ　行政運営
1 組織 …… 50
(1) 本庁 …… 50
(2) 地方機関 …… 52
(3) 教育委員会 …… 54
(4) 警察 …… 55
(5) その他行政委員会等 …… 56
2 職員 …… 57
(1) 定員 …… 57
(2) 給与 …… 59
(3) 働き方改革の推進 …… 61
(4) 人材育成 …… 65
3 業務改革 …… 68
4 地方分権への取組 …… 71

Ⅲ　事業レビューの導入 …… 74

事務事業（見直し事業個票） …… 75

## はじめに

この実施計画は、県政改革の推進に関する条例（仮称）に基づき、同条例に規定する県政改革方針（仮称）の令和４年度における具体的な取組内容を取りまとめたものである。

## 1　行政施策

### (1) 事務事業

［県政改革方針］

**① 一般事業費**

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

**② 政策的経費**

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

［見直しの視点］

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパレス化の徹底など、ＩＣＴ技術を活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保　等

**③ 新規施策の展開**

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

**④ 事務事業数**

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

**⑤ 社会保障関係費**

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**ア 一般事業枠**

・令和４年度の予算要求枠については、一般事業枠を拡大し、部局長のマネジメントを更に発揮するとともに、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定

・予算要求枠内で、「選択と集中」を基本とし、限られた財源で最大の効果が得られるよう施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底

［予算要求枠］

① 施設維持費：令和３年度当初予算充当一般財源額の 100％の範囲内
② 経常的経費：令和３年度当初予算充当一般財源額の 80％の範囲内
③ 政策的経費：令和３年度当初予算充当一般財源額の 80％の範囲内
④ 指 定 経 費：令和３年度当初予算充当一般財源額の 100％の範囲内
※なお、削減額の一部を新県政推進枠の財源として活用

**イ 重点政策枠**

**(ｱ) 新県政推進枠**

一般事業費の削減額の一部を活用し、ポストコロナ時代に相応しい産業構造への転換、安全安心社会の先導、未来を創る人づくり、個性を磨く地域づくりなど、コロナからの創造的復興をめざし、躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充施策を立案（配分額：８億円）

**(ｲ) 行革見直し効果枠**

行財政運営方針の見直しにおける歳出削減効果額(一般財源ベース)は全額配分

**ウ 事務事業数**

事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を令和３年度事業数から、10％以上削減

**エ 成果を重視した施策立案手法の導入**

・データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、成果指標、目標、終期を設定
・また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定

【主な取組の工程表（R4～R6)】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○ビルドを重視した行財政運営の推進 | スクラップ・アンド・ビルドを徹底し<br>より有効な新たな事業内容や手法への見直し | | |
| ○成果を重視した施策立案手法の導入 | 成果指標、目標、終期の設定、成果の検証 | | |

## (1) 事務事業（見直し事業一覧）

**今回の見直し事業の位置づけ**

事務事業の総点検を実施し、見直しが必要な項目については、イノベーション型行財政運営のパイロット版として先行実施

**① 新たな事業内容への見直し**

より有効な事業展開を図るために、既存事業を見直し、新たな事業内容への見直しを図る事業

**② 新たな手法の導入**

民間のアイデアやノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な事業展開を図る事業

**③ 廃止または縮減**

社会情勢の変化に伴い必要性が低下し、廃止または縮減する事業

**※各事業の詳細については、P75 以降の事務事業（個票）を参照**　　**（単位：百万円）**

| 区分 | | 見直し内容<br>[改善の方向性] | 累計効果額<br>(一般財源) |
|---|---|---|---|
| 1 | 県民交流バスの実施 | 廃止［政策目的を推進するための交流事業の企画・実施を検討］ | 959<br>(462) |
| 2 | HUMAP 構想の推進 | 支援内容を見直し | 147<br>(147) |
| 3 | 私立学校経常費補助<br>私立高等学校等生徒授業料軽減補助<br>私立学校教職員退職金財団補助<br>私立幼稚園教職員退職基金財団補助 | 経常費補助における事務費の削減を継続 | － |
| 4 | ひょうご地域創生交付金 | 廃止 | 8,750<br>(7,000) |
| 5 | 地域再生大作戦 | 令和５年度以降、県のモデル事業としては廃止［新たな市町主体の事業展開、公民連携での事業展開を検討］ | 2,298<br>(930) |
| 6 | ふれあいの祭典 | 廃止［参画と協働イベントの開催ノウハウ普及を検討］ | 140<br>(70) |
| 7 | 出会いサポートセンター事業 | 令和５年度以降、地域センターを廃止（令和５年度以降の事業のあり方については令和４年度に検討） | 774<br>(708) |
| 8 | 地域祖父母モデル事業 | 廃止 | 84<br>(84) |
| 9 | こどもの冒険ひろば事業 | 令和４年度の補助上限額を見直すとともに、今後の段階的な縮小を検討 | 14<br>(14) |
| 10 | 障害者小規模通所援護事業 | 小規模作業所分について段階的に廃止 | 66<br>(66) |
| 11 | グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成 | 制度のあり方を検討 | － |
| 12 | 100 歳高齢者祝福事業 | 事業を簡素化 | 175<br>(84) |
| 13 | 老人クラブ活動強化事業 | 県補助額・助成内容の見直し | 77<br>(77) |
| 14 | WHO 神戸センター運営支援事業 | 今後の WHO 神戸センターの活動・支援のあり方について検討 | － |
| 15 | 音楽療法定着促進事業 | 県補助を廃止 | 63<br>(63) |
| 16 | 県立障害者高等技術専門学院の運営体制の見直し | 令和５年度以降、寮機能を廃止［訓練生に配慮した環境整備等を検討］ | 105<br>(105) |
| 17 | 地域経済活性化支援事業 | 令和５年度に設置定数のあり方、補助金の配分等について検討 | － |
| 18 | 商店街の活性化施策 | 市町随伴の見直し、実績の低調な支援メニューを整理統合 | 838<br>(768) |

| 区　　分 | | 見直し内容<br>［改善の方向性］ | 累計効果額<br>（一般財源） |
|---|---|---|---|
| 19 | 中小企業設備貸与事業 | 廃止 | 5,285<br>(35) |
| 20 | 新事業創出支援事業貸付 | 廃止 | 1,547<br>(147) |
| 21 | チャレンジ起業支援貸付 | 廃止［スタートアップ関連施策の充実強化を検討］ | 1,526<br>(35) |
| 22 | IT あわじ会議開催事業 | 廃止 | 119<br>(119) |
| 23 | 旅券事務所 | デジタルガバメント本格導入に向けて申請窓口を集約する方向で見直し | — |
| 24 | 海外事務所運営費 | ブラジル事務所、西豪州・兵庫文化交流センターを廃止（廃止事務所について現地連絡体制のあり方を検討） | 319<br>(313) |
| 25 | 姉妹州省との周年事業 | 周年事業による海外派遣の対象と頻度を見直し | 28<br>(28) |
| 26 | 私費外国人留学生奨学金支給事業 | 廃止 | 126<br>(126) |
| 27 | ひょうごふるさと館運営事業 | ひょうごふるさと館の運営に関する県の関わり方を検討 | — |
| 28 | 首都圏特産品プロモーション強化事業 | 県支援を終了［物産・食・観光トータルの新たな首都圏プロモーション事業を展開］ | 168<br>(168) |
| 29 | 五国の元気づくり交流拠点の支援 | 県補助を段階的に見直し | 136<br>(70) |
| 30 | 認証食品 PR・販売コーナー設置事業 | 県補助を廃止 | 7<br>(7) |
| 31 | 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 | 新規貸付を終了 | 26,250<br>(0) |
| 32 | ひょうご元気な「農」創造事業 | 高付加価値化に関する支援を廃止［新たなブランド戦略確立に向けた支援を検討］ | 91<br>(7) |
| 33 | バス対策費補助 | 県と市町の負担割合を見直し | 90<br>(40) |
| 34 | 県営住宅事業特別会計への繰出 | 剰余金を一般会計に繰入 | 4,333<br>(4,333) |
| 35 | 人生いきいき住宅助成事業（一般型） | 廃止 | 308<br>(168) |
| 36 | 市街地再開発事業 | 令和４年度以降、神戸市内で新規着手する事業については、県補助を廃止 | — |
| 37 | 県立都市公園等維持管理費 | ［施設改修や周辺維持管理に民間活力を導入］ | 133<br>(56) |
| 38 | 住宅耐震改修工事利子補給事業 | 新規受付を終了 | 14<br>(7) |
| 39 | オールドニュータウン再生モデル事業 | 事業内容を見直し［オールドニュータウンのまちの魅力を創出する取組への支援を検討］ | 2<br>(1) |
| 40 | 郊外型住宅団地再生先導的支援事業 | 廃止［郊外型住宅団地の再生に向けた新たな施策を検討］ | 56<br>(42) |
| 41 | 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり（まちなか再生） | まちなか再生区域の新規指定を終了［商店街に限らず、空き家・空き店舗対策が必要な市街地の再整備支援を検討］ | 99<br>(99) |
| 42 | 神戸マラソン開催費 | 令和５年度より、主催者から協賛者へ移行 | — |
| 43 | 予算決算乖離により廃止するもの | 廃止（17 事業） | 2,312<br>(291) |
| 計 | | | 57,439<br>(16,671) |

## (2) 投資事業

［県政改革方針］

① 通常事業

ア　補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。

イ　補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

ア　防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。

イ　国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 社会基盤整備の推進

ア　社会基盤整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。

「備える」「支える」「つなぐ」の視点のもと、各種分野別計画に基づき、計画的・効率的に推進する。

イ　建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

ア 投資事業費総額の見直し（別途整理除く）

(ｱ) 見直しの考え方

・通常事業費における本県の地財シェアを用いて、従前の別枠事業の基本額を設定

・R4 以降の事業費は、事業ごとに前年度当初予算に地財伸びを乗じて設定

(ｲ) 地財シェアによる投資事業費総額の設定

・R3 本県 通常事業（国内示増反映前）　：　1,545 億円 ①

・R3 地財 通常事業　：105,473 億円 ②　①／②＝1.5%

・R3 別枠事業 ＝ R3 地財等 32,990 億円 × 1.5% ＝ 490 億円 ③

本県投資事業費総額（基本額）：2,035 億円（①＋③）

(ｳ) 令和４年度以降の投資事業費総額

・見直し案：2,035 億円で仮置き

・R4 当 初：2,035 億円に R4 地財伸びを乗じて設定（事業ごとに積算）

イ 別途整理

災害に強い森づくり等事業（県民緑税（超過課税））　25 億円

（参考）県庁舎等再整備事業（一部基金積立金で対応）10 億円～200 億円

ウ 補正予算の見直し

(ｱ) 令和４年度以降、投資事業の補正予算は原則、当該年度の収支に影響しない国の経済対策に呼応した補助事業の補正に限ることとし、本県実負担が増加しない範囲で、令和 10 年度までの後年度事業費の前倒しとして実施

(ｲ) 国内示増による補正予算は、後年度事業の前倒しを前提に、税収動向など財政状況を勘案し、毎年度対応を検討

エ 補助・単独の振替について

当初予算において、本県実負担が増加しない範囲で、補助・単独事業間、通常・緊急措置事業間で相互に事業費を振り替える仕組みを設定

オ 令和10年度までの事業費

(ア) 基本額

（単位：億円）

| 区　　分 | R3当初 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 投資補助 | 1,040 | 1,355 | 1,355 | 1,355 | 1,355 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 通　常 | 1,040 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 緊急措置事業 | 0 | 340 | 340 | 340 | 340 | 0 | 0 | 0 |
| 防災・減災、国土強靭化加速化対策事業 | | 340 | 340 | 340 | 340 | | | |
| 投資単独 | 780 | 680 | 680 | 680 | 665 | 530 | 530 | 530 |
| 通　常 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 |
| うち県単土木 | 245 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| 緊急措置事業 | 250 | 150 | 150 | 150 | 135 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 105 | 60 | 60 | 60 | 60 | | | |
| 緊急防災・減災事業 | 65 | 75 | 75 | 75 | 75 | | | |
| 長寿命化・環境整備対策事業 | 50 | | | | | | | |
| 緊急浚渫推進事業 | 30 | 15 | 15 | 15 | | | | |
| 計 | 1,820 | 2,035 | 2,035 | 2,035 | 2,020 | 1,545 | 1,545 | 1,545 |
| 災害に強い森づくり等事業 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 合　　計 | 1,845 | 2,060 | 2,060 | 2,060 | 2,045 | 1,570 | 1,570 | 1,570 |
| （参考）県庁舎等再整備事業 | (R2繰越) | 10 | 80 | 200 | 170 | 35 | 45 | 25 |

(イ) 事業費振替後

緊急防災・減災事業等は、これまでの事業実施により一定程度整備が進んでいることから、県民の安全安心に直結し、要望の強い道路や河川の日常的な維持修繕を充実させるため、本県実負担が増加しない範囲で、県単土木に振り替える。

（単位：億円）

| 区　　分 | R3当初 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 投資補助 | 1,040 | 1,355 | 1,355 | 1,355 | 1,355 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 通　常 | 1,040 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 緊急措置事業 | 0 | 340 | 340 | 340 | 340 | 0 | 0 | 0 |
| 防災・減災、国土強靭化加速化対策事業 | | 340 | 340 | 340 | 340 | | | |
| 投資単独 | 780 | 640 | 640 | 640 | 625 | 530 | 530 | 530 |
| 通　常 | 530 | 550 | 550 | 550 | 550 | 530 | 530 | 530 |
| うち県単土木 | 245 | 275 | 275 | 275 | 275 | 255 | 255 | 255 |
| 緊急措置事業 | 250 | 90 | 90 | 90 | 75 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 105 | 50 | 50 | 50 | 50 | | | |
| 緊急防災・減災事業 | 65 | 25 | 25 | 25 | 25 | | | |
| 長寿命化・環境整備対策事業 | 50 | | | | | | | |
| 緊急浚渫推進事業 | 30 | 15 | 15 | 15 | | | | |
| 計 | 1,820 | 1,995 | 1,995 | 1,995 | 1,980 | 1,545 | 1,545 | 1,545 |
| 災害に強い森づくり等事業 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 合　　計 | 1,845 | 2,020 | 2,020 | 2,020 | 2,005 | 1,570 | 1,570 | 1,570 |
| （参考）県庁舎等再整備事業 | (R2繰越) | 10 | 80 | 200 | 170 | 35 | 45 | 25 |

（参考）現行フレームからの比較

■ 現行フレーム

（単位：億円）

| 区　　分 | R3当初 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 投資補助 | 1,040 | 1,450 | 1,450 | 1,450 | 1,450 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 通　常 | 1,040 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |
| 別　枠 | 0 | 435 | 435 | 435 | 435 | 0 | 0 | 0 |
| 防災・減災、国土強靱化加速化対策事業 | | 435 | 435 | 435 | 435 | | | |
| 投資単独 | 780 | 730 | 730 | 730 | 700 | 530 | 530 | 530 |
| 通　常 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 |
| うち県単土木 | 245 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| 別　枠 | 250 | 200 | 200 | 200 | 170 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | | | |
| 緊急防災・減災事業 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | | | |
| 長寿命化・環境整備対策事業 | 50 | | | | | | | |
| 緊急浚渫推進事業 | 30 | 30 | 30 | 30 | | | | |
| 計 | 1,820 | 2,180 | 2,180 | 2,180 | 2,150 | 1,545 | 1,545 | 1,545 |
| 災害に強い森づくり等事業 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 合　　計 | 1,845 | 2,205 | 2,205 | 2,205 | 2,175 | 1,570 | 1,570 | 1,570 |
| （参考）県庁舎等再整備事業 | (R2繰越) | 10 | 80 | 200 | 170 | 35 | 45 | 25 |

■ 事業費振替後との差引

（単位：億円）

| 区　　分 | R3当初 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 投資補助 | 0 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | 0 | 0 | 0 |
| 通　常 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急措置事業 | 0 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | 0 | 0 | 0 |
| 防災・減災、国土強靱化加速化対策事業 | 0 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | △ 95 | 0 | 0 | 0 |
| 投資単独 | 0 | △ 90 | △ 90 | △ 90 | △ 75 | 0 | 0 | 0 |
| 通　常 | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| うち県単土木 | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急措置事業 | 0 | △ 110 | △ 110 | △ 110 | △ 95 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 0 | △ 55 | △ 55 | △ 55 | △ 55 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急防災・減災事業 | 0 | △ 40 | △ 40 | △ 40 | △ 40 | 0 | 0 | 0 |
| 長寿命化・環境整備対策事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緊急浚渫推進事業 | 0 | △ 15 | △ 15 | △ 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | △ 185 | △ 185 | △ 185 | △ 170 | 0 | 0 | 0 |
| 災害に強い森づくり等事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 0 | △ 185 | △ 185 | △ 185 | △ 170 | 0 | 0 | 0 |
| （参考）県庁舎等再整備事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

カ 大型投資事業

コロナ禍など事業を取り巻く環境変化を見極めるとともに、事業計画や実施手法等について引き続き慎重に検討していく必要があることから、以下の事業や構想について見直し等を実施

| 区　分 | 見直し内容・今後の検討内容 |
|---|---|
| 県庁舎等再整備事業 | 県庁舎等再整備事業については一旦凍結し、新たに民間投資を呼び込むような将来の元町全体のグランドデザインを描き、その中で、県庁舎整備のあり方についても検討 |
| 伊丹庁舎新館等整備事業 | 伊丹庁舎の整備は凍結し、現有庁舎を活用の上、本局は宝塚総合庁舎として統合する。 |
| ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業 | 民間投資の導入等整備・運営の手法、財政状況を踏まえた整備のタイミングについて検討 |
| 但馬空港の機能強化 | 「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論を踏まえ、但馬地域の振興のために但馬空港において取組むべき施策について慎重に検討 |
| 県立都市公園の整備・管理 | パークマネジメント（Park-PFI 等）による民間投資の導入を検討 |
| 大規模アリーナの整備 | 慎重に整備の可能性を検討してきたが、アリーナの整備・運営には莫大な費用が必要と見込まれることから、コロナ禍による厳しい財政状況を踏まえ、整備の検討を凍結 |

キ 社会基盤整備の推進

(ｱ) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的・効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、県民ニーズを的確に捉え、社会経済情勢の変化や頻発化する自然災害への対応など、必要性・緊急性の高い事業へ重点化を図り、着実に事業を推進する。

[主な取組内容]

| | 区　分 | | 主な内容 |
|---|---|---|---|
| 備える | 津波対策の推進 | | |
| | | ＊津波防災インフラ整備計画（平成 26～令和５年度） | 湾口防波堤の整備　福良港海岸（南あわじ市）<br>港口水門の整備　沼島漁港（南あわじ市）<br>防潮堤の沈下対策　尼崎西宮芦屋港海岸（尼崎市）<br>水門の整備　新川（西宮市） |
| | | ＊日本海津波防災インフラ整備計画（令和元～令和 10 年度） | 堤防の嵩上げ　気比川（豊岡市）<br>防潮堤の整備　柴山港海岸（香美町）<br>防潮堤の洗掘防止対策　香美久美浜線（香美町） |
| | 地震対策の推進 | | |
| | | ＊ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（令和元～令和 10 年度） | 橋梁の耐震強化　17 橋<br>国道 176 号　久代高架橋（三田行）（川西市）、<br>国道 250 号　新網干大橋（姫路市）他<br>道路法面の防災対策　35 箇所<br>国道 429 号（宍粟市）、国道 427 号（丹波市）他 |
| | | ＊地域の防災道路強靭化プラン（平成 26～令和５年度） | 緊急輸送道路の未改良区間の２車線化　約 10km<br>国道 312 号（豊岡市）、県道三田後川上線（三田市）他 |
| | 総合的な治水対策等の推進 | | |
| | | ＊河川対策アクションプログラム（令和２～令和 10 年度） | 河川改修等の推進　武庫川、市川、加古川、円山川、津門川　他<br>既存ダムの有効活用　引原ダム、千苅ダム<br>河川中上流部治水対策　猪名川（猪名川町）、大屋川（養父市）他<br>堆積土砂撤去の推進　夢前川（姫路市）、岸田川（新温泉町）他 |
| | | ため池治水活用拡大促進事業（平成 30～令和４年度） | ため池の期間放流の取組を拡大<br>東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、<br>西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局管内 |
| | | ＊兵庫県防災工事等推進計画（令和３～令和12年度） | 危険度の高い農業用ため池の改修着手箇所数<br>32 箇所　甲７号池（神戸市）他 |
| | | ＊兵庫県高潮対策 10 箇年計画（令和元～令和 10 年度） | 防潮堤・河川堤防の嵩上げ、水門・排水機場の整備<br>尼崎西宮芦屋港海岸[枝川町]（西宮市）、<br>新川・東川統合排水機場（西宮市）他 |
| | 山の管理の徹底・土砂災害対策の推進 | | |
| | | ＊第４次山地防災・土砂災害対策計画（令和３～令和７年度） | 砂防堰堤等整備着手箇所数　77 箇所<br>東村(3)川（たつの市）、用土地区（新温泉町）他<br>治山ダム整備着手箇所数　118 箇所<br>灘区六甲山町地区（神戸市）、大沢地区（丹波篠山市）他 |
| | 災害発生後における道路輸送円滑化対策の推進 | | |
| | | ＊緊急輸送道路強靭化５箇年計画（令和３～令和７年度） | 河岸浸食・冠水対策　県道宍粟新宮線（宍粟市）他<br>土砂災害対策　国道 373 号（上郡町）他<br>大規模浸水対策　国道２号（加古川市）他 |

| | 区　分 | | 主な内容 |
|---|---|---|---|
| 支える | 地域のくらしや交流を支える道路整備の推進 | | |
| | 国道・県道の整備推進 | | 国道２号（明石市）、県道西脇篠山線（丹波篠山市）他 |
| | ＊渋滞交差点解消プログラム（令和元～令和５年度） | | 都市計画道路尼崎宝塚線〔小浜南交差点〕（宝塚市）<br>県道宗佐土山線〔宗佐交差点〕（加古川市）他 |
| | ＊踏切すっきり安心プラン（令和元～令和５年度） | | 県道太子御津線　茶ノ木踏切（姫路市）、<br>市道西明石 375 号線　南畑踏切（明石市）他 |
| | ＊自転車通行空間整備５箇年計画（令和元～令和５年度） | | 県道尼崎停車場線（尼崎市）、<br>県道砥堀本町線（姫路市）他 |
| | ＊通学路安全対策５箇年計画（令和元～令和５年度） | | 国道 482 号線（豊岡市）、<br>県道西脇八千代市川線（市川町）他 |
| | 都市を支える基盤整備の推進 | | |
| | 連続立体交差事業・街路網の整備推進 | | ＪＲ山陽本線東加古川駅付近（加古川市）<br>都市計画道路国道線（姫路市）他 |
| | 力強い農林水産業を支える基盤づくり | | |
| | 農業生産基盤整備の推進（平成 28～令和７年度） | | 県営ほ場整備事業等実施箇所数　31 箇所<br>養宜地区（南あわじ市）他 |
| | ＊第３期ひょうご林内路網 1,000㎞整備プラン（令和元～令和５年度） | | 整備延長 200km<br>須留ヶ峰線（養父市、朝来市）他 |

| | 区　分 | | 主な内容 |
|---|---|---|---|
| つなぐ | ミッシングリンクの解消 | | |
| | ＊ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画（令和元～令和 32 年度） | | 基幹道路延長に対する供用延長の割合 84%<br>大阪湾岸道路西伸部（神戸市）<br>名神湾岸連絡線（西宮市）<br>播磨臨海地域道路（神戸市～太子町）<br>北近畿豊岡自動車道（豊岡市～丹波市）<br>山陰近畿自動車道（新温泉町～豊岡市）他 |
| | 港湾の機能強化・利用促進 | | |
| | 港湾施設の整備推進（令和元～令和 10 年度） | | 姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアル（姫路市）他 |
| | 計画的・効率的な老朽化対策の実施 | | |
| | ＊ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（令和元～令和 10 年度） | 橋梁 | 老朽化対策を完了する橋梁数 100 橋<br>県道香美久美浜線　港大橋（豊岡市）他 |
| | | トンネル | 老朽化対策の完了するトンネル数２箇所<br>国道 173 号　長原トンネル（川西市）他 |
| | | 岸壁等係留施設 | 姫路港須加地区-3.5m 物揚場（姫路市）他 |
| | 都市の環境改善 | | |
| | ＊兵庫県無電柱化推進計画（令和元～令和５年度） | | 県道生瀬門戸荘線（宝塚市）、<br>（都）尾上小野線（安田）（加古川市） |

### (ｲ) 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保の推進

#### a 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進する。

| | |
|---|---|
| 工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化 | |
| | ・三田建設技能研修センターにおける一日体験セミナーの実施<br>・インターンシップの受入や現場見学会等の実施<br>・建設業の魅力を伝える出前説明会や入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催<br>・女子高校生と女性技術者との意見交換会を開催<br>・建設企業が定時制高校生等を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施 |
| 小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開 | |
| | ・将来の担い手となる小中学生を対象とした体験イベントの開催<br>・建設業に携わる技術者・技能者の活躍を新聞紙面で紹介 |

#### b 女性技術者など担い手の確保

総合評価落札方式における女性技術者の確保・育成（R4 年度も継続実施）

女性技術者の確保・育成の更なる促進を図るため、総合評価落札方式の一部の工事において、配置予定技術者に女性技術者を配置した場合に加点評価する取組を実施する。

#### c 新規中小企業者の育成

総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」の試行（R4 年度も継続実施）

地域に密着した新たな担い手となる新規中小企業者を育成するため、過去の施工実績を過度に評価しない新たな総合評価落札方式を一部の工事において試行する。

#### d 社会基盤 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

建設業全体の生産性向上を図るため、ICT 活用工事の拡充、測量・設計段階における 3 次元データの活用などデジタル化を推進する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○投資事業費の見直し | 地方財政計画の水準を基本に事業費を設定 | | |
| ○大型投資事業の見直し | 事業計画や実施手法等について引き続き検討 | | |

## (3) 公的施設等

[県政改革方針]

① 公共施設等の適正管理の推進

ア　県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

　併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ　改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO2 排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア　公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ　すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

　運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(具体的な取組内容（令和 4 年度))

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(ｱ) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

| 区分 | | 主な取組内容 |
|---|---|---|
| 施設総量の適正化 | | 老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進 |
| 老朽化対策 | 計画修繕 | 概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 |
| | 長寿命化 | 概ね築 45 年又は耐震改修後 20 年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 |
| | 環境整備 | 経年による施設機能の陳腐化等を踏まえた環境整備を実施 |
| 安全性の向上 | | 耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 |
| 施設の有効活用 | | 空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進 |

(ｲ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ｳ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」（R3 策定予定）に基づき、施設の長寿命化やトイレ改修、空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

**イ 市町管理施設への支援**

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

| 区分 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 公共土木インフラ | ○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努めるとともに、引き続き、兵庫県まちづくり技術センターと連携しながら、必要な市町支援に取組む。 |
| | 市町インフラの長寿命化修繕計画策定を支援 |
| | 市町橋梁、トンネル及び舗装定期点検の地域一括発注業務を受託 |
| | 技術的な問合せ等への総合支援 |
| 水道施設 | ○県内の水道事業体が将来にわたり安定的に経営を維持するために、水道事業の広域連携を促進し、施設の統廃合や設計・積算・工事監理等について支援する。 |
| | 水道事業広域連携実施計画の策定 |
| | 施設の統廃合等に関する計画、設計、積算・工事監理等への支援 |
| 下水道施設 | ○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努め、必要な市町支援に取り組む |
| | 平成 29 年より兵庫県生活排水効率化推進会議を立ち上げ、生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化を推進 |
| 公共施設 | ○市町連携に向けて取組む |
| | 公共施設の共同運用・機能分化に対する支援 |

**② 民間活力を活かした施設設備や管理運営の推進**

**ア 施設整備（新規・建替・大規模改修）等における民間活用手法の優先的検討**

一定規模以上の公共施設の新設・建替・大規模改修等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用する PFI 制度等の導入について、優先的に検討するスキームを構築し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

**（PFI 制度等の優先的検討に係る対象施設の例）**

**【整備費が 10 億円以上、かつ他団体で PFI 手法等の導入実績がある施設（以下は主な施設）】**

文教施設、医療施設、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎、廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設、空港、水道施設、下水道施設、公営住宅、学校施設、都市公園

**【本県の先行導入検討事例】**

・県営住宅初の PFI を活用した建替事業を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献

・県立都市公園についてパークマネジメント(Park-PFI 等)による民間投資の導入を検討

イ 施設管理における民間参入の促進

(ｱ) 既存の指定管理施設の原則公募化、県直営施設への指定管理者制度導入の検討

既存の指定管理施設は、すべて原則公募による指定管理者の選定を徹底し、競争原理を働かせて民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

また、現在は指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を改めて検討する。

なお、公募の実施にあたっては、より多くの民間事業者の参入を促進するため、以下のような取組を検討する。

a 公募の実施にあたって、民間事業者等へのサウンディングを実施

サウンディングを通じて、民間事業者の応募意欲の向上に資する公募要件等の把握に努め、できる限り反映することにより、民間事業者の参入を促進する。

b 柔軟な指定期間の設定

指定期間の長期化により、民間投資の促進（自主事業の充実等）が見込める等、民間事業者の応募意欲やサービスの向上に資する場合は、柔軟な指定期間の設定を可能とし、具体的には、個別にサウンディング等を通じて公募要件の中で期間を定めることとする。

c 外部評価の時期を見直し、評価結果を次期の公募要件等へ適切に反映

現在は、外部評価と次期公募の実施時期が近く、外部評価の結果が次期公募の公募要件等十分生かされていないため、外部評価の実施時期を前年度に変更し、評価結果を次期公募の公募要件等へ適切に反映させる。

d ＰＲ手法の見直しによる公募実施状況の幅広い周知

現行の記者発表やＨＰへの掲載による周知に加えて、より幅広く周知が図られ、新規応募者の掘り起こしに資するＰＲ手法を検討する。

(ｲ) 公的施設等における適正な評価の実施

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理施設においては、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、次期指定管理者選考委員会による外部評価など評価システムを適切に機能させる。

また、指定管理施設について、より効果的に管理運営をモニタリングするため、評価項目の見直しや評価基準の統一化、利用者へのアンケート調査を通じた客観的評価の充実化等の見直しを実施する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○ＰＦＩ制度等の優先検討 | → | → | → |
| | | PFI 手法等の優先的検討スキームの運用 | |
| ○指定管理者制度の原則公募化 | → | → | → |
| | すべて公募による選定を原則として指定管理者制度を運用<br>（外部評価、サウンディング調査の結果等を公募要件に適切に反映） | | |

## (4) 試験研究機関

［県政改革方針］
先端技術の進展や県民ニーズの変化等を踏まえ、業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底等の視点から、各機関のあり方について見直しを行う。

（具体的な取組内容（令和４年度））

【見直しの実施】

県が設置する各試験研究機関のあり方について、以下の視点で見直しを行う。

［見直しの視点］

① 業務の重点化

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図るとともに、県として実施すべき必要性が低下している事業については廃止又は縮小を検討

② 研究体制

ア 産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備

イ 業務の重点化等を踏まえ、研究職が、行政課題により効果的に対応した質の高い行政サービスを実施することができるよう、研究職のあり方を検討

③ 効果的、効率的な経営手法

ア 外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法の徹底

イ 公設試の広域連携の進展や他団体における独立行政法人化等の動向を踏まえ、より効果的、効率的な運営形態のあり方について検討

【主な取組の今後の予定（工程）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○試験研究機関の見直し | → 各試験研究機関において見直しを実施 | → 見直し内容に基づき取組を実施 | → |

（R4 年度各試験研究機関の重点的な取組）

① 研究機能の強化・重点化

ア 農林水産技術総合センター

・試験研究の推進、検証等
試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等を実施

イ 工業技術センター

・中小企業のニーズに対応した技術支援
技術相談、機器利用、テクノトライアル（試作開発支援）、共同研究等を通じた経常的な技術支援の実施

・「ものづくり」と「情報」の連携
ローカル 5G、AI、高精度デジタル計測技術などの活用により、ものづくりと情報の連携を推進

ウ 健康科学研究所

・迅速・効率的な検査手法の検討
今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成

エ 福祉のまちづくり研究所

・リハビリテーション中央病院と連携したロボットリハビリテーションセンターの充実・強化
最先端歩行再建センターの運営や、HAL 西日本教育センターの開設及び運営

・企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援
次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等

② 弾力的な運営体制の整備

ア 農林水産技術総合センター

・大学、企業、自治体等との連携促進
共同研究の推進や、取組中の共同研究内容の検証、推進

イ 工業技術センター

・大学等との連携
県立大、神戸大を中心に、AI、MEMS（微小電気機械システム）、計算化学に関する研究を共同で実施

ウ 健康科学研究所

・共同研究の推進
神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進

エ 福祉のまちづくり研究所

・産学官連携による共同研究の推進
大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発

③ 効果的な経営の徹底

ア 農林水産技術総合センター

・技術開発の推進
試験研究の推進により年間 25 件の技術を開発

・外部資金の獲得
産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進

イ 工業技術センター

・研究体制の整備
広域的プラットフォーム（仮称）へ参画し、関西広域連合内公設試間の連携を推進

・外部資金の獲得
科学研究費助成事業（日本学術振興会）等の外部研究資金の獲得

ウ 健康科学研究所

・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

エ 福祉のまちづくり研究所

・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

## (5) 県営住宅事業

［県政改革方針］

**① 県営住宅管理戸数の適正化**

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

**② 県営住宅ストックの有効活用**

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

**③ 経営の効率化**

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、ＰＦＩを活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

**④ 新たな施策展開**

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、ポストコロナ社会への対応など、多様な需要に対応した施策を展開する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 県営住宅管理戸数の適正化**

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

**ア 計画的な建替事業の推進**

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、計画的に建替事業を推進する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 実施箇所 | 明石松が丘第２住宅第２期　ほか |

**イ 集約の加速化**

移転先住戸の改修や団地内集約を進め、集約事業を加速化する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 実施箇所 | 姫路矢倉鉄筋住宅　ほか |

**② 県営住宅ストックの有効活用**

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

**ア 耐震化の推進**

令和 12 年度に耐震化率 100%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 耐震化率 | 目標 95% |
| 実施箇所 | 上湊川高層住宅　ほか |

**イ バリアフリー化の推進**

令和 12 年度にバリアフリー化率 80%を目標として、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を推進する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化率 | 目標 70% |
| 実施箇所 | 加古川西鉄筋住宅 |

**ウ 計画的な修繕の実施**

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を推進する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 実施箇所 | 小束山住宅　ほか |

**エ フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の促進**

空き住戸や集会所を活用し、民間事業者と連携しながら、フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の高齢者支援を促進する。

**オ 駐車区画数の適正化**

駐車場の附置義務の見直しを市町に働きかけるとともに、空き区画について外部貸しや芝生広場等オープンスペースへの転換を推進する。

**カ 入居率の向上**

令和 12 年度の入居率 90%を目標に、毎月募集戸数の 300 戸への拡大や応募のなかった住宅の常時募集化など入居者数の増加に向けた取組、コロナの影響を受けた困窮者への住戸提供等を推進する。

**③ 経営の効率化**

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、ＰＦＩを活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

**ア 使用料収入の確保**

入居率を向上させ、使用料収入の増大を目指す。このため、指定管理者に対するインセンティブについて、収納額増加をベースとする方法を検討する。また、債権管理目標の達成に向けて、家賃収納対策を実施する。

［令和４年度］

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 家賃収納対策 | ・県営住宅使用料の口座振替制度の促進<br>・生活保護世帯に対する代理納付制度の活用<br>・指定管理者に対する新たなインセンティブ制度の検討<br>・夜間督促を年 10 回に倍増　等 |

**イ 民間活力による効率的な管理の推進**

公募した民間事業者による指定管理を引き続き実施し、効率的な管理の推進や入居者へのサービスの充実を図る。また、神戸地区(西区･明舞地区を除く)は、これまで公募を実施せずに住宅供給公社を特定の者として指名してきたが、今回新たに指定管理者を公募する。

[令和４年度]

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 公募による管理地区 | 神戸市西区・明舞地区、阪神南地区、阪神北地区、東播磨地区、中播磨地区 |

※神戸地区(西区･明舞地区を除く)については、R4 年度に公募を実施し、R5 年度から公募による指定管理を開始

**ウ 資産の有効活用の検討**

県営住宅初の PFI を活用した建替事業を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献する。

**④ 新たな施策展開**

・住宅に困窮する特定妊婦や就職氷河期世代等の入居を支援するなど、福祉施策との連携を深める。
・建替・集約事業における市町連携を進めるとともに、まちの魅力につながる県営住宅の活用方法を市町と協議する。
・県営住宅の移管については、毎年行っている意向調査を引き続き行い、移管を希望する市町があれば、移管協議を行う。
・宅配ボックスの設置、フレイル予防にも役立つ健康器具の設置等、ポストコロナ社会の生活様式に対応した取組を実施する。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

| 取組内容 | 今後の予定 (工程) | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○県営住宅管理戸数の適正化の取組 (R12 年度末目標：45,000 戸) | 47,500 戸 | 47,000 戸 | 46,500 戸 |
| ○PFI を活用した建替事業の推進 | 基本計画 | 基本計画<br>実施設計 | 基本計画<br>実施設計 |

## (6) 教育施策（教育委員会所管）

[県政改革方針]

**① 「ひょうご教育創造プラン」の推進**

「第３期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

特に、新型コロナウイルス感染症やICTの整備を踏まえ、本県独自で進めてきた「体験教育」の活動方法などを検討するとともに、小中高12年間を通じた新たな学びの充実に取り組む。

**② 公立小・中学校**

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5･6年生への教科担任制の導入に伴う加配措置の動向等を踏まえ、本県独自の教育効果を高める学習支援の枠組みを新たに構築する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

**③ 県立高等学校**

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、５学区又は全県学区において、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、ひょうごの高校づくりを推進する。

イ 令和４年度から導入するBYOD（Bring Your Own Device：生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること）による教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

**④ 県立特別支援学校**

ア 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」及び聴覚・視覚種別の特別支援教育のあり方検討に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 第３期「ひょうご教育創造プラン」の推進**

第３期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」や重点テーマ -「未来への道を切り拓く力」の育成- に基づき、第３期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」令和４年度実施計画を策定し、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式を踏まえながら兵庫の特色ある教育を推進

**② 公立小・中学校**

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を推進。

また、国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5･6年生への教科担任制の導入を踏まえ、本県独自の教育効果を高める新たな枠組みによる学力向上方策を推進

③ 県立高等学校

ア 魅力と活力ある高校づくりの推進

(ｱ) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、県立高等学校の活力を維持するための方策を着実に推進

(ｲ) STEAM 教育（新たな文理融合型教育）の展開

Society5.0 時代において問題解決力や創造力を備えた人材を育成する「STEAM 教育」を推進するため、モデル校の指定や中学・高校教諭等に向けた広報を実施

イ 教育環境整備の推進

(ｱ) ICT 等の先進的な学習基盤の整備

来年度から導入する BYOD による一人一台端末を十二分に活用できる ICT 環境の整備

(ｲ) 安全・安心な教育環境整備の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、計画的に環境整備を推進

④ 県立特別支援学校

ア 特別支援教育の推進

(ｱ) 連続性のある多様な学びの充実

障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制を充実するとともに、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備

(ｲ) 一貫性のある支援体制の構築

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークの活用や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を推進

イ 教育環境整備の推進

(ｱ) 阪神地域の特別支援学校の狭隘化対策の着実な実施

阪神地区の知的障害者特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、阪神北地域新設特別支援学校（仮称）及びむこがわ特別支援学校の整備を推進

(ｲ) その他の環境整備計画の策定

聴覚・視覚種別の特別支援教育のあり方検討や、今後の児童生徒数の見込みを踏まえ、地域の実情に応じた特別支援学校の整備を検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○魅力と活力ある高校づくりの推進 | 第三次実施計画に基づく改革の推進 | | |
| ○教育環境整備の推進 | 第Ⅱ期実施計画に基づく整備の推進 | | |

## 2　収入の確保

### (1) 県税

[県政改革方針]

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(具体的な取組内容（令和４年度))

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入を確保するため、徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に十分配慮する。

[県税収入額]　(単位：百万円)

| 区　分 | R3<br>① | R4<br>② | 増減<br>③(②－①) | 増減率<br>②／① |
|---|---|---|---|---|
| 県　税 | 764,700 | R4年度当初予算を踏まえて記載 | | |
| 法人関係税 | 194,371 | | | |
| 個人関係税 | 209,140 | | | |
| 地方消費税 | 231,236 | | | |
| その他の税 | 129,953 | | | |

※県税：県税と特別法人事業譲与税（当初予算）

[徴収歩合]　(単位：%)

| 区　分 | R3<br>① | R4<br>② | 増減<br>②－① |
|---|---|---|---|
| 兵 庫 県① | 98.9 | R4年度当初予算を踏まえて記載 | |
| 全国平均② | 98.8 | | |
| ①－② | ＋0.1 | | |

※兵 庫 県：当初予算における数値

※全国平均：地方財政計画等を参考に算定した当初予算における試算値

[収入未済額]　(単位：百万円)

| 区　分 | R3<br>① | R4<br>② | 増減<br>③(②－①) | 増減率<br>②／① |
|---|---|---|---|---|
| 収入未済額 | 6,921 | R4年度当初予算を踏まえて記載 | | |

※当初予算における数値

② 税収確保対策の推進

ア 個人県民税の滞納対策の強化

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援するとともに、特別徴収を推進する。

＜支援内容＞

・市町間連携を推進するため、「市町間併任にかかる先進事例等の情報提供」「市町間併任を必要とする市町の仲介」等を実施

・法律解釈や徴収技術に関する質問・相談への対応や、県市町間を繋ぐ情報紙の発行など、徴収業務に係る情報提供機会を充実

イ 課税調査の推進

課税客体の実態捕捉のための現地調査や書面調査などの課税調査を着実に実施する。

| 区　分 | 主な内容 |
|---|---|
| 法人事業税 | ・外形標準課税対象法人を対象とした現地調査・書面調査 |
| 個人事業税 | ・課税対象となる事業者の現地調査・書面調査 |
| 不動産取得税 | ・未登記不動産、大規模不動産の調査 |

ウ 滞納対策の推進

財産捜索、タイヤロック前提交渉、インターネット等を活用した公売を実施する。

| 区分 | 主な内容 |
|---|---|
| 全般 | ・インターネットによる公売等、滞納処分を計画的に推進 |
| 個別 | ・悪質な滞納者に対し、財産の捜索やタイヤロックによる自動車の差押え等を実施<br>・自動車税種別割や個人事業税の滞納分に対し、全県一斉催告（合計年８回）<br>・自動車税種別割の抹消・移転分の滞納長期化防止のため、現年分より滞納処分を実施<br>・高額滞納者について進行管理等を徹底し徴収を強化 |

エ 不正軽油対策の推進

軽油抜取調査や帳簿調査を行い、悪質な者には告発等を見据えた犯則調査に移行する。

・（仮）課税済軽油を引取る特徴者等への重点調査を実施

・近畿府県と連携して抜取調査強化月間を設ける等、関係機関と協力して不正軽油製造販売業者等の摘発を推進

オ 納税環境の整備

Pay-easy（ＡＴＭやインターネットバンキングによる納付及び支払い情報の収納機関への即時通知）の導入を金融機関へ働きかけるほか、クレジット納税拡充の検討を行う。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○徴収歩合の向上に向けた取組 | → 税収強化対策本部を設置（毎年度・毎月実施） | | → |
| ○収入未済額の縮減に向けた取組 | → | 計画策定→取組実施→検証 | → |

## (2) 課税自主権

[県政改革方針]

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ、適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(具体的な取組内容（令和4年度))

① 法人県民税超過課税

＜第10期分超過課税の概要＞

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乗せ）

イ 適用期間：R元年10月1日からR6年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：170億円程度

（計画額・収入額）　（単位：億円）

| 区　分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画額 | 17 | 34 | 34 | 34 | 34 | 17 | 170 |
| 収入額(※) | 13 | 22 | — | | | | |

※R2：決算、R3：当初予算、R4：当初予算を踏まえて記載

オ 充当事業

勤労者の仕事と生活の調和を推進するため、「勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援」「子育てと仕事の両立支援」「子育て世帯への支援」に向けた事業に充当

② 法人事業税超過課税

＜第10期分超過課税の概要＞

ア 超過税率：標準税率の1.05倍

※　1.05倍は、法人事業税と特別法人事業税を合わせた場合の税率

イ 適用期間：R3年3月12日からR8年3月11日までに終了する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は所得金額が7千万円超（※）の法人

※　収入金額課税の場合は収入金額が5.6億円超

エ 税収見込：350億円程度

（計画額・収入額）　（単位：億円）

| 区　分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画額 | 21 | 64 | 68 | 71 | 73 | 51 | 2 | 350 |
| 収入額(※) | 26 | 69 | — | | | | | |

※R2：決算、R3：当初予算、R4：当初予算を踏まえて記載

オ 充当事業

ひょうご経済・雇用活性化プランが掲げる「新たな時代を拓くすこやかな兵庫経済」の実現をめざし、ポストコロナ社会を見据えた、新たな産業・雇用構造の創出や産業立地基盤の整備等の事業に充当

③ 県民緑税

＜第４期分超過課税の概要＞

ア 超過税率

(ｱ) 個人：800 円（均等割の標準税率 1,000 円（※）に上乗せ）

※別途、東日本大震災の復興特例加算分として 500 円が加算される（H26 年度～R5 年度）

(ｲ) 法人：標準税率の均等割額の 10%相当額

イ 適用期間

(ｱ) 個人：R3 年度～R7 年度分

(ｲ) 法人：R3 年 4 月 1 日から R8 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度分

ウ 対　象

(ｱ) 個人：１月１日現在で県内に住所等を有する人

（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外）

(ｲ) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等

エ 税収見込：120 億円程度

（計画額・収入額）　（単位：億円）

| 区　分 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画額 | 18 | 24 | 24 | 24 | 24 | 5 | 1 | 120 |
| 収入額(※) | 19 | － | | | | | | |

※R3:当初予算、R4：当初予算を踏まえて記載

オ 充当事業

災害に強い森づくり及び県民まちなみ緑化事業に充当

④ 法定外税

**ア 国への提言**

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税をはじめとして、超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）など、課税自主権の拡大について国に提言を実施

**イ 課税自主権の活用の可能性の検討**

国への提言の結果を踏まえ、課税自主権の活用の可能性を検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○超過課税充当事業の見直し | → | → | → |
| | | 充当事業の適時見直し | |
| ○次期計画の必要性検討 | | → | |
| | | 法人県民税超過課税に係る次期計画の必要性検討 | |

## (3) 諸収入

［県政改革方針］

**① 使用料・手数料**

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

**② ネーミングライツ**

対象施設の拡大やスポンサー特典の付与などの柔軟な制度運用により、ネーミングライツの導入を促進する。

**③ 広告収入**

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

**④ ふるさと納税**

**ア ふるさとひょうご寄附金**

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、地域振興に資する返礼品や事業毎の特典の充実、効果的な広報・ＰＲを展開する。

**イ 企業版ふるさと納税**

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、首都圏等への周知などの効果的なＰＲを展開する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 使用料・手数料**

**［使用料・手数料の適正化］**

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から、施設・機械器具の新設、事務の増等に伴う、使用料・手数料の新設・廃止や見直しに加え、既存の手数料の一斉点検を実施するなど、適宜適正化を図る。

**② ネーミングライツ**

**ア 対象施設の拡充の検討**

**(ｱ) 対象施設の追加（４施設）**

青野運動公苑、明石公園第２野球場、但馬長寿の郷、県庁芝生広場を新たに対象施設に追加（全て最低価格は 100 万円／年）

※R3. 10 月末現在は 56 施設を対象に 11 施設で契約

**イ 積極的な営業活動の推進**

**(ｱ) 施設関連企業等へのＰＲ**

施設近隣の企業や施設に関連のある企業、指定管理者等に対し、導入を引き続き提案

**(ｲ) 金融機関と連携したＰＲ**

金融機関が提供するサービスを活用し、広告掲載等の需要がある企業へのアプローチを行うとともにネーミングライツに関心のある企業に対し、金融機関とともに営業活動を実施

**ウ 新たな取組の検討**

**(ｱ) スポンサー特典の付与の検討**

スポンサー特典の付与によるネーミングライツの魅力向上を検討

〔考えられる特典（例）〕

・パンフレットや自社製品等のＰＲスペースの設置

・一般利用者の予約開始に先立ち、優先的に予約できる制度の導入

・施設入場券の配付や減免制度による無償使用を可能とする制度の導入

**(ｲ) イベント開催を踏まえた短期間の導入の検討**

全国規模のイベントの開催会場となる県有施設において、会場名の露出が増えるため、大会終了までの短期間の導入を試験的に実施することを検討（通常は３年以上の契約）

**(ｳ) 企画提案型募集の実施の検討**

県があらかじめ指定した施設だけでなく、企業等が導入を希望する対象（施設に限定しない）を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

**③ 広告収入**

**ア 広告収入による自主財源の確保**

県庁舎や都市公園内の野球場等における施設等への広告掲載や、県有施設の一部スペースの民間への貸付などについて、広告媒体の特性に応じた企業に対するＰＲや、金融機関と連携したＰＲなどにより、収入確保を推進

**イ 企画提案型募集の実施の検討**

県があらかじめ指定した広告媒体だけでなく、企業等が導入を希望する対象を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

**④ ふるさと納税**

**ア ふるさとひょうご寄附金**

**(ｱ) 魅力ある活用事業の検討**

・ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、寄附者の共感と賛同を得て寄附を集めることができるよう、魅力ある事業を推進

・寄附目標額に対する達成状況が低調な事業を対象に収入確保計画を策定し、進行管理を実施

・事業数の増加とともに、寄附が低調な事業も増加していることを踏まえ、事業廃止基準を設定し、収入確保計画に基づく更なる獲得努力を行ってもなお改善しない事業については廃止を検討

**(ｲ) 返礼品の充実の推進**

・県ブランド産品の需要拡大や観光需要の喚起による地域振興を図るため、令和３年度に実施した返礼割合の引上げ（１割程度→２割程度）と返礼品の充実による効果を検証し、さらなる充実方策を検討

・募集事業におけるイベントへの招待など、寄附の目的が実感され、継続的なつながりによるリピーターの確保を一層推進するため、事業毎の独自返礼品を充実

(ｳ) ＰＲの取組の推進

・各事業に関連する団体や個人への広報、イベント等と連携したＰＲ等、各プロジェクトの実態に応じた効果的な広報・ＰＲを実施し、活用事業の魅力を幅広く発信

・各部局の主体的なＰＲの強化に加え、制度全体のＰＲも多様な広報チャンネルを活用して一層強化

(ｴ) 多様な寄附金の活用

金融機関が受け取る発行手数料の一部を寄附いただく寄附型私募債を金融機関と提携し推進するとともに、遺贈による寄附を希望される方に向けた広報を実施

イ 企業版ふるさと納税

(ｱ) 魅力ある事業の充実

全庁に制度の周知を行い活用促進を行うことで、地域創生に関する兵庫らしく先導的な事業の拡充を図る。

(ｲ) ＰＲの取組の推進

本県とゆかりのある企業や事業に関連する企業へのＰＲを通じた首都圏等への展開、ＨＰ等により周知を図る。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 【使用料・手数料】<br>○使用料・手数料の適正 | 社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜見直し | | |
| 【ネーミングライツ】<br>○新たな取組の検討<br>・スポンサー特典の付与 等 | 実施に向けた検討　等 | | |
| 【ふるさとひょうご寄附金】<br>○魅力ある活用事業の検討 | 寄付の募集、事業の検討　等 | | |
| 【企業版ふるさと納税】<br>○魅力ある活用事業の検討 | 寄付の募集、事業の検討　等 | | |

## (4) 資金管理

［県政改革方針］

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化や住民参加型市場公募債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 資金調達

・中長期的な公債費負担の軽減を図るため、超低金利の市場環境を活かした超長期債の積極的な活用や投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進

・投資家への個別 IR 活動を積極的に展開し、新規投資家の確保等による県債引受基盤の更なる強化を推進するとともに、発行年限の多様化等を通じ、多様な調達手段を確保

・県民の県政への参画意識の促進を図るため、住民参加型市場公募債の活用を検討

② 資金運用

・金融機関からの一時借入金利子を抑制することを基本とし、安全かつ有利な資金運用を推進

・債券運用については、満期償還を迎える債券の再投資及びグループファイナンスの活用を基本とし、資金状況・金利動向を適切に見極めながら購入を検討

・果実運用型基金など、事業資金確保等の必要性があるものについては、長期の債券を優先的に充当することを検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○安定的かつ低利な資金調達の推進 | 市場環境・投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営の推進 → | | |

## (5) 債権管理

［県政改革方針］

① 特定債権の回収・整理

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

② 災害援護資金（阪神・淡路大震災分）

関係各市に対して引き続き債権回収及び免除を進めるよう促すとともに、免除を行ってもなお行方不明など償還困難なケースが残ると見込まれることから、国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合にのみ行うようにする制度変更等を、国に対して要請していく。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 特定債権の回収・整理

ア 収入未済額の縮減に向けた取組の推進

令和元年度～３年度の３年間における債権管理目標の進捗状況を取りまとめ検証するとともに、令和３年度末の収入未済額が１千万円以上となっている債権を特定債権として指定し、令和４年度～６年度の３年間における債権管理目標を個別に設定することにより、計画的な収入未済額の縮減を推進

【特定債権(13 債権)の収入未済額と現年回収率の目標】（単位：百万円）

| 区　分 | R3 年度目標 | 【参考】R2 年度実績 |
|---|---|---|
| 収入未済額 | 9,050 | 9,283 |
| 現年回収率 | 98.5% | 99.1% |

［目標達成に向けた取組］

(ｱ) 目標達成に向けた取組の進行管理の実施

債権管理推進本部の下、各部局の債権管理委員会において、債権管理目標の達成に向けた取組の推進、収入未済額縮減に有効な債権管理手法の検討を実施

(ｲ) 債権管理支援チームによる支援

債権所管課職員の専門的・法的知識の向上や徴収ノウハウの全庁共有を図るため、徴収実務経験のある講師等を招聘して研修会を開催するとともに日常的な相談助言を実施

(ｳ) 徴収力の強化

県税との連携による徴収力強化(強制徴収公債権)、債権回収専門会社への外部委託(私債権)、施設使用許可の取消し及び物件公売、コンビニ収納の実施等により徴収力を強化

(ｴ) 債権放棄の実施

合理的方策を講じても、回収が困難である債権については、条例に基づいて債権を放棄

(参考：令和２年度債権放棄額 188,605,196 円)

**イ 新型コロナウイルス感染拡大への対応**

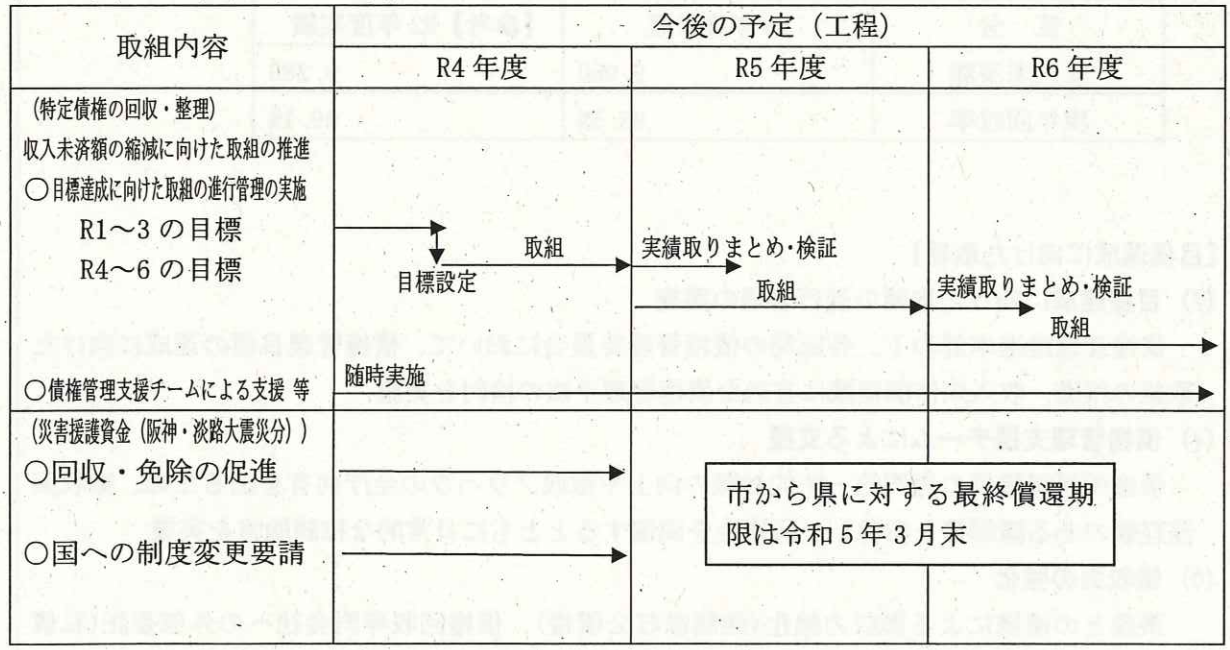
経営状況の悪化等により徴収猶予を行った貸付先の状況をきめ細かく情報収集することにより、滞りなく債権回収を推進するとともに、経営支援の充実等により、新たな収入未済額の発生を抑制

**② 災害援護資金（阪神・淡路大震災分）**

引き続きの債権回収を関係市に促すとともに、災害弔慰金法及び地方自治法施行令に基づく償還免除を関係市が円滑に行うことができるよう連絡調整を密に行う。

国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合にのみ行うようにする制度変更に係る国への要請については、継続して実施していく。

【主な取組の工程表（R4～R6）】



## (6) 県有資産の活用

［県政改革方針］

**① 長期保有土地の処理**

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

［処理の基本方針］

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

**② 県有環境林の適正管理**

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

**③ 地元市町と連携した利活用の推進**

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

**④ 公舎**

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 長期保有土地の処理**

長期保有土地の処理に関する基本方針の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進

**ア 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進**

各部局局長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁舎横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進

**イ 市に長期間貸付している土地の処分の推進**

地元市との土地交換を含めた売却交渉を進めるとともに、民間への売却も検討

**ウ 未利用地の有効活用及び販売促進の推進**

**(ｱ) 未利用地の処分を促進するための支援制度**

**a 業務支援制度の継続**

境界確定や登記等、用地売却に必要な業務について、専門的な知識と経験を有する土地開発公社等による業務支援を実施

**b インセンティブ制度の復活**

売却の促進が特に必要と認められる土地について、売却のための条件整備が整った時点で土地鑑定価格の一定割合をインセンティブ予算として部局に配分

**(ｲ) 民間売却等の推進**

入札機会の最大限確保、CATV や市町広報紙等の活用による広報の強化、物件所在地の宅建業者への情報提供の拡充、新たな売却物件の確保などにより民間売却処分を促進

また、次の取組による広報強化を図り、売却等を促進

**a 空き家・空き地情報検索サイトの活用**

不動産情報検索サイトに物件情報を掲載し、兵庫県への移住希望者等に対する広報を強化

**b 金融機関や地元不動産業者等への物件情報の提供**

金融機関や地元不動産業者、産業団地の立地企業等への物件情報の提供により、土地を探している個人や企業とのマッチングを実施

**c 専門家の意見を踏まえた利活用方法の検討**

宅建業協会、全日本不動産協会、不動産鑑定士等の専門家から意見を求め、効果的な売却手法や定期借地の可能性等の利活用方法を検討

**② 県有環境林の適正管理**

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討

**③ 地元市町と連携した利活用方策検討の推進**

地元市町から取得要請等あった用地など、地元市町と連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進

**ア 丹波篠山市小多田用地**

市が文化財及び森づくり演習林としての利活用方策を検討、実施

**イ 三田市酒井・畦倉用地**

市と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

**ウ 丹波市柏原駅南用地**

市新庁舎整備計画の凍結を受け、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

**④ 公舎**

**ア 職員公舎**

(ｱ) 行財政構造改革推進方策（H20－H30）に基づき見直しを行った結果、存置することとした10公舎400戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、幹部用公舎との相互利用を図りながら、必要戸数を再検証

（再検証予定公舎 2公舎：加古川・太子（計56戸））

(ｲ) 耐用年数をもって廃止することとしている4公舎について、入居者の状況等を踏まえ、廃止時期の前倒しを再検討

(ｳ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置

・入居率50%未満、または、築47年を超える公舎を廃止

（参考）

存置予定公舎（再検証予定公舎を除く8公舎）

石屋川・姫路阿成・豊岡五荘・浜坂芦屋・和田山弥生が丘・八鹿円山台・柏原小南・洲本安乎

廃止予定公舎（4公舎）

白川台・落合・和田山村中・洲本宇原　　計135戸

| 区　分 | H19 | H30 | R3見込 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 今後廃止予定4公舎除く |
| 管理戸数（戸） | 1,396 | 692 | 535 | 400 |
| 入居戸数（戸） | 868 | 393 | 342 | 270 |
| 入居率（%） | 62.2 | 56.8<br>(68.1) | 63.9 | 67.5 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数、（　）は、入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

**イ 幹部用公舎**

(ｱ) 入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(ｲ) 石屋川、柏原松ノ本、洲本山手の空き部屋を職員公舎として活用し入居を促進

(ｳ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置

・入居率50%未満、または、築47年を超える公舎を廃止

| 区　分 | H19 | H30 | R3見込 |
|---|---|---|---|
| 管理戸数（戸） | 130 | 102 | 96 |
| うち借上分 | 31 | 10 | 8 |
| 入居戸数（戸） | 103 | 85 | 77 |
| 入 居 率（%） | 79.2 | 83.3 | 80.2 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**ウ 事業用公舎**

(ｱ) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

・法定耐用年数経過：２年以上未入居で廃止

・法定耐用年数未経過：３年以上未入居で廃止

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

| 区　分 | | H19 | H30 | R3見込 |
|---|---|---|---|---|
| 健康福祉部 | 管理戸数（戸） | 15 | 14 | 14 |
| | 入居戸数（戸） | 11 | 4 | 6 |
| | 入 居 率（%） | 71.3 | 28.6 | 42.9 |
| 農政環境部 | 管理戸数（戸） | 48 | 21 | 21 |
| | 入居戸数（戸） | 29 | 13 | 15 |
| | 入 居 率（%） | 60.4 | 61.9 | 71.4 |
| 県土整備部 | 管理戸数（戸） | 49 | 11 | 7 |
| | 入居戸数（戸） | 22 | 3 | 2 |
| | 入 居 率（%） | 44.9 | 27.3 | 28.6 |
| 計 | 管理戸数（戸） | 112 | 46 | 42 |
| | 入居戸数（戸） | 62 | 20 | 23 |
| | 入 居 率（%） | 55.4 | 43.5 | 54.8 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**エ 災害待機宿舎**

(ｱ) 発災初動時に迅速化かつ的確な対応を行うため、要員確保に必要な待機宿舎を存置するとともに、適正に維持管理を実施

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

| 区　分 | H19 | H30 | R3見込 |
|---|---|---|---|
| 管理戸数（戸） | 77 | 77 | 77 |
| 入居戸数（戸） | 71 | 62 | 69 |
| 入 居 率（%） | 92.2 | 80.5 | 89.6 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**オ 病院局・企業庁事業用公舎**

(ｱ) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

・法定耐用年数経過：２年以上未入居で廃止

・法定耐用年数未経過：３年以上未入居で廃止

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

| 区　分 | | H19 | H30 | R3 見込 |
|---|---|---|---|---|
| 病院局<br>(借上公舎含む) | 管理戸数（戸） | 759 | 905 | 904 |
| | うち借上げ分 | 403 | 870 | 883 |
| | 入居戸数（戸） | 421 | 747 | 715 |
| | 入 居 率（%） | 55.5 | 82.5 | 79.1 |
| 企業庁 | 管理戸数（戸） | 24 | 11 | 11 |
| | 入居戸数（戸） | 16 | 9 | 9 |
| | 入 居 率（%） | 66.7 | 81.8 | 81.8 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**カ 教職員公舎**

(ｱ) 行財政構造改革推進方策（H20－H30）に基づき見直しを行った結果、存置することとした37公舎390戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置

・法定耐用年数である築後47年を超える公舎から見直しを行い、計画的に廃止

| 区　分 | H19 | H30 | R3 見込 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 今後廃止予定公舎除く |
| 管理戸数（戸） | 1,000 | 470 | 451 | 390 |
| 入居戸数（戸） | 743 | 339 | 317 | 264 |
| 入 居 率（%） | 74.3 | 72.1 | 70.3 | 67.7 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**キ 教育委員会事業用公舎**

(ｱ) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

・法定耐用年数経過：２年以上未入居で廃止

・法定耐用年数未経過：３年以上未入居で廃止

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

| 区　分 | H19 | H30 | R3 見込 |
|---|---|---|---|
| 管理戸数（戸） | 64 | 18 | 17 |
| うち借上分 | 0 | 0 | 1 |
| 入居戸数（戸） | 48 | 16 | 10 |
| 入 居 率（%） | 75.0 | 88.9 | 58.8 |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

**ク 警察待機宿舎**

(ｱ) 大規模災害発生時の初動措置に必要な待機宿舎を存置することとし、管理戸数の削減を実施

（令和４年度中に８棟 149 戸を廃止予定）

(ｲ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

| 区　分 | H19 | H30 | R3 見込 ① | R4 見込 ② | ②－① |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理戸数（戸） | 1,592 | 1,017 | 946 | 797 | △149 |
| 入居戸数（戸） | 1,046 | 570 | 426 | － | － |
| 入 居 率（%） | 65.7 | 56.0 | 45.0 | － | － |

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※待機宿舎には独身寮は含まない

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○未利用地の有効活用及び販売促進の推進 | R4 予算で実施 | R5 予算で実施 | R6 予算で実施 |
| ○民間売却等の推進 | | | |
| 【公舎】 | | | |
| ○職員公舎 | ・必要戸数の再検証<br>・廃止時期の前倒し検討<br>・入居料の改定（R4.4.1～） | | |
| ○幹部用公舎 | ・必要戸数の再検証<br>・職員公舎との共同斡旋<br>・入居料の改定（R4.4.1～） | | |
| ○教職員公舎 | ・必要戸数の再検証<br>・入居料の改定（R4.4.1～） | | |
| ○警察待機宿舎 | ・耐震判定Ｄ・Ｅの宿舎の廃止<br>・入居率 50%未満の宿舎の廃止<br>・入居料の改定（R4.4.1～） | | |

## 3　公営企業、公社等の運営

### (1) 企業庁

［県政改革方針］

**① 経営改革の推進**

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、各事業の黒字を目指しつつ、自律、安定した経営改革を推進する。

**② 地域整備事業**

**ア　分譲の推進**

まちの熟成を踏まえ、各地域の特性を活かしつつ、地元市町との連携や民間手法の積極的活用による、機動的・戦略的な企業誘致や、テレワークなどポストコロナ社会を見据えた宅地分譲を推進する。

住宅用地の民間事業者への一括売却制度の拡充など、新たな分譲活性化方策を推進する。

**イ　事業進度調整地**

県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、関係部局や地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。

検討にあたっては、全庁的な検討会議を開催するなど幅広く検討する。

**ウ　地域整備事業の在り方**

地域整備事業の長期収支見込や、まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めて、今後の在り方を検討する。

今後も安定的な企業債償還が可能となるスキームを、一般会計と企業会計の貸借関係の整理とあわせて進めていく。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

**③ 水道用水供給事業・工業用水道事業**

「アセットマネジメント推進計画」に基づく計画的な修繕・更新を推進するなど、水道用水・工業用水の安定供給を図るとともに、水道事業については、県内水道事業体の広域連携等の取組を推進する。

**④ 地域創生整備事業**

地域の振興、県民福祉の向上に向け、独立採算を維持しながら、健康、環境、観光、教育、産業、都市再生などの分野について、ポストコロナの産業動向等を見据え、新たな取組を推進する。

**⑤ 青野運動公苑**

新たな利用者確保に向けた取組の推進などにより、健全経営を確保する。

**⑥ 一般会計との貸借関係**

長期収支を踏まえつつ、一般会計と企業会計の貸借関係の整理を進める。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、効果的かつ効率的な事業推進体制を確保し、自立・安定した健全経営を推進する。

② 地域整備事業

民間ノウハウの導入を積極的に進め、まちの熟成を目指し、各地域の特性を活かしつつ、企業立地や、テレワークなどポストコロナ社会を見据えた宅地分譲を推進する。

ア 既開発地区の分譲推進

(ｱ) 播磨科学公園都市

・超小型ＥＶやＭａａＳ等を活用した持続可能な次世代モビリティサービスの社会実装に向けた実証実験の実施

・企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進

・ポストコロナ社会を見据え、テレワーク実施者や若年世帯を呼び込むための取組を推進

(ｲ) 潮芦屋

・高潮対策検討委員会等での検討結果及び県土整備部管理護岸の対策状況を踏まえ、企業庁管理護岸の嵩上げ工事等防災対策を推進

・芦屋市と連携し住宅用地等の分譲を推進

(ｳ) 神戸三田国際公園都市

・商業施設の整備や現地案内会の開催等により、まちの魅力向上とＰＲを推進

・各種インセンティブ制度等の活用、ポストコロナ社会を見据えた住宅需要の取り込みにより分譲を推進

(ｴ) 淡路津名地区

・「あわじ環境未来島構想」の推進や公共岸壁を備えた広大な用地を擁していることなど、地域特性を生かして企業誘致を推進

・企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進

[分譲計画]　（単位：ha）

| 地　区 | 分譲計画面積① | R3年度末分譲済見込面積② | R4年度分譲計画面積③ | 分譲計画面積に対する分譲進捗率(②＋③)／① |
|---|---|---|---|---|
| 潮芦屋 | 92 | 89 | R4年度当初予算を踏まえて記載 | |
| 神戸三田国際公園都市 | 266 | 259 | | |
| 播磨科学公園都市 | 237 | 199 | | |
| 淡路津名地区 | 151 | 118 | | |
| 合　計 | 745 | 666 | | |

※分譲面積は定期借地面積等を含む。

※四捨五入等のため、合計と合致しない場合がある。

イ 事業別収支見込　　（単位：億円、税込）

| 区　分 | | R3 年度当初 ① | R4 年度計画 ② | 増　減 ③(②－①) |
|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 収　入<br>（うち分割による未収額等） | 16<br>(2) | R4 年度当初予算を踏まえて記載 | |
| | 支　出<br>（うち土地売却原価等） | 15<br>(7) | | |
| | 当期損益 | 1 | | |
| 資本的収支 | 収　入 | 6 | | |
| | 支　出<br>（うち企業債償還金） | 30<br>(4) | | |
| | 差　引 | △24 | | |

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

ア 水道用水供給事業

・市町等に対し、広域的に、安全・安心な水道用水を安定的に供給

| 区　分 | R3 年度当初 | R4 年度計画 |
|---|---|---|
| 給水量(㎥/日) | 414,530 | 417,630 |

・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

| 区　分 | R3 年度末 | R4 年度末 |
|---|---|---|
| 企業債残高(億円) | 192 | － |

・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
（播磨支線老朽管更新工事等）

・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]　　（単位：億円、税込）

| 区　分 | | R3 年度当初 ① | R4 年度計画 ② | 増　減 ③(②－①) |
|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 収　入<br>（うち長期前受金戻入） | 156<br>(12) | R4 年度当初予算を踏まえて記載 | |
| | 支　出<br>（うち減価償却費等） | 136<br>(59) | | |
| | 当期損益 | 20 | | |
| 資本的収支 | 収　入 | 51 | | |
| | 支　出<br>（うち企業債償還金） | 99<br>(30) | | |
| | 差　引 | △48 | | |

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 工業用水道事業

・新規受水企業の開拓等により料金収入を確保し、健全経営を維持

| 区　分 | R3 年度当初 | R4 年度計画 |
|---|---|---|
| 給水量(㎥/日) | 643,253 | 645,433 |

・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

| 区　分 | R3 年度末 | R4 年度末 |
|---|---|---|
| 企業債残高(億円) | 59 | － |

・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
（制水弁設置工事等）

・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]　　（単位：億円、税込）

| 区　分 | | R3 年度当初 ① | R4 年度計画 ② | 増　減 ③(②－①) |
|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 収　入 (うち長期前受金戻入) | 41 (4) | R4 年度当初予算を踏まえて記載 | |
| | 支　出 (うち減価償却費等) | 33 (16) | | |
| | 当期損益 | 8 | | |
| 資本的収支 | 収　入 | 1 | | |
| | 支　出 (うち企業債償還金) | 21 (9) | | |
| | 差　引 | △20 | | |

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

④ 地域創生整備事業

ア 次世代型産業団地の開発

サプライチェーンの構築などのポストコロナの産業動向を見据え、AI・IoT の活用基盤（５Ｇ）を備えた次世代型産業団地の開発を三木市のひょうご情報公園都市の未開発区域で進めることとし、地元三木市と整備内容を検討

イ 神戸・三宮東再整備事業への参画（雲井通５丁目再開発株式会社への参画）

三宮東再開発（Ｉ期）事業の進捗に合わせ、企業庁保有床の具体的な活用策を検討

ウ　事業別収支見込　　（単位：億円、税込）

| 区　分 | | R3 年度当初 ① | R4 年度計画 ② | 増　減 ③(②－①) |
|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 収　入 | 46 | R4 年度当初予算を踏まえて記載 | |
| | 支　出 (うち土地売却原価等) | 43 (42) | | |
| | 当期損益 | 3 | | |
| 資本的収支 | 収　入 | 4 | | |
| | 支　出 (うち企業債償還金) | 9 (0) | | |
| | 差　引 | △5 | | |

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

⑤ 青野運動公苑

・ゴルフコース、テニスコート、スポーツホテル、グラウンド・ゴルフ場を有する青野運動公苑の運営により、県民のスポーツニーズに応え、北播磨地域の振興に寄与

・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症防止に配慮しつつ、ゴルフコースにおけるインターネット予約体制の強化等により、利用者数の増加に向けた取組を推進

[利用者数]

| 区　分 | R3 年度当初 | R4 年度計画 |
|---|---|---|
| 利用者数(千人) | 74.5 | － |

[基本納付金]

| 区　分 | R3 年度当初 | R4 年度計画 |
|---|---|---|
| 企業庁への基本納付金(百万円) | 18 | － |

⑥ **一般会計との貸借関係**

長期収支を踏まえつつ、一般会計と企業会計の貸借関係の見直しを実施する。

（※各項目の表中に記載の、R4 年度末、R4 年度計画欄は R4 年度当初予算を踏まえて記載）

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○一般会計との貸借関係の整理 | → | 貸借関係の段階的な解消 | → |

## (2) 病院局

［行財政運営方針］

① 経営改革の推進

「第４次病院構造改革推進方策」に基づき、地域医療機関との連携強化等による収入の確保、診療材料費の削減等による費用の抑制などに取り組む。

病院事業全体での黒字経営に向けて、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に取り組む。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

感染症指定医療機関を中心に、重症者を含む新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受け入れに全力で取り組むとともに、課題等については十分に検証し、それらを基に病院運営における必要な見直しを行う。

イ 診療機能の高度化・効率化

計画的な建替整備等により、診療機能の高度化・効率化を推進する。

ウ 再編・ネットワーク化

地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、必要な診療機能の見直し等を実施するとともに、ＩＣＴ等の活用により、他の医療機関との情報ネットワーク化や遠隔診療を推進する。

③ 運営体制・基盤の確保

政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 経営改革の推進

ア 令和４年度の経営状況

はりま姫路総合医療センターの開院に伴う患者調整等により一時的な収支悪化が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、民間コンサルを活用した経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に努める。

イ 収益の確保

地域医療機関とのより緊密な連携の推進による患者の受入れ促進や、高度医療機器等の有効活用、各種加算の取得、平均在院日数の適正化等の推進により収益の確保に努める。

ウ 費用の抑制

(ｱ) 給与費

はりま姫路総合医療センターの開院など診療機能拡充に伴う医師・看護師等の増員があるが、患者の受入れ促進等による収益の確保を図り、医業収益に対する給与費比率の抑制に努める。

(ｲ) 材料費

信頼性の高いベンチマークシステムを活用した薬品及び診療材料等の価格交渉や後発医薬品の使用拡大等により、医業収益に対する材料費比率の抑制に努める。

(ｳ) 経費

はりま姫路総合医療センターの開院等により増加するが、委託業務の範囲・内容等の見直しを行うとともに、高額医療機器の保守・点検一括契約等による費用抑制を図り、医業収益に対する経費比率の抑制に努める。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

・「新型コロナウイルス感染症拠点病院」である加古川医療センター、「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」である尼崎総合医療センターを中心に重症者対策を強化
・第二種感染症指定医療機関の指定を受けている丹波医療センター、淡路医療センターをはじめ、その他の病院でも地域の医療体制の状況等を踏まえ患者受入等を実施
・中和抗体医薬品などの新たな治療法の導入等にあたり、必要に応じて体制等の見直しを実施

イ 診療機能の高度化・効率化

・「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、高度専門医療を提供
・計画的な建替整備等の推進

| 病院名 | 種別（整備場所） | 取組内容 |
|---|---|---|
| はりま姫路総合医療センター<br>（旧姫路循環器病センター）<br>※製鉄記念広畑病院との統合 | 統合再編整備<br>（姫路市神屋町） | 開院（令和４年５月１日予定） |
| 西宮病院<br>※西宮市立中央病院との統合 | 統合再編整備<br>（西宮市津門大塚町） | 基本・実施設計、建設工事<br>※令和７年度開院予定 |
| がんセンター<br>※建替整備 | 建替整備<br>（明石市北王子町） | 基本・実施設計<br>※令和７年度開院予定 |

ウ 再編・ネットワーク化

・各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、医療機能の分化、必要な診療機能の見直し等を実施
・ICT を活用した地域医療ネットワークシステムへの参画や、インターネットテレビ会議システムを活用した症例検討の充実を推進
・医療情報システムを活用し、他の医療機関との遠隔診療や、県立病院間の遠隔画像診断を実施

③ 運営体制・基盤の確保

ア 医師確保対策の推進

優秀な若手医師の確保・育成及び地域偏在や特定診療科での医師不足に対応するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度や研修基盤の充実を図るとともに、医師修学資金制度の実施や医師にとって魅力的な環境整備等を推進する。

イ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化に対応するため、看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の実施等による安定的な看護師確保に努めるとともに、キャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施など、魅力ある環境の整備を進める。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○ 経営改善等の取組 | コロナ対応と通常医療との両立 → | | |
| | 経営再生本部の取組推進 → | | |
| ○ 県立病院の建替整備の取組 | 第４次病院構造改革推進方策に基づく取組の推進 → | | |
| | はりま姫路総合医療センター（開院（R4.5.1 予定）） | | |
| | 西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編新病院 | | |
| | 実施設計 → | 建設工事 → | |
| | がんセンター | | |
| | 基本・実施設計 → | 建設工事 → | |

## (3) 流域下水道事業

［県政改革方針］

① 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。

イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

② 自立・安定的な経営の確保

経営戦略の中間年度となる令和5年度に、事業費等の見直しを実施する。

（具体的な取組内容（令和4年度））

① 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理の実施

(ｱ) 施設更新

「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき、経過年数や劣化の状況を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的かつ最新技術を活用した施設更新を行うとともに、施設の長寿命化を推進する。併せて、地震時の機能停止リスクの低減を実施する。

［令和4年度の計画（主な工事）：加古川上流　重力濃縮設備改築工事
揖保川　自家発電設備改築工事］

(ｲ) 維持管理

省エネ機器の導入により電力等の使用量や維持管理費の削減を進め、運営のさらなる効率化を図る。

［令和4年度の計画（主な導入機器）：武庫川上流　送風機機械設備］

イ 要望活動の継続的な実施

国提案（夏・冬）や、日本下水道協会定時総会・下水道事業促進全国大会の開催に合わせた要望活動を実施する。

② 自立・安定的な経営の確保

令和5年度に予定している経営戦略の見直しに向け、現行経営戦略の課題抽出や実績値を踏まえた将来事業費の試算などについて、検討を行う。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| ○持続可能な事業運営の推進 | ・年度毎の施設更新・設備導入について計画的に実施<br>・国提案や下水道協会の要望活動の継続的な実施 | | |
| ○経営戦略の見直し | ・現行経営戦略の課題抽出<br>・将来事業費の試算 | 経営戦略の見直し | |

## (4) 公社等

［県政改革方針］

**① 公社等のあり方の見直し**

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、公社等のあり方について存廃も含めてゼロベースで見直しを行う。

**② 公社等の運営の見直し**

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

**ア　経営の安定化**

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

**イ　職員数の見直し**

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

**ウ　給与の見直し**

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

**エ　県財政支出の見直し**

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

**オ　運営の透明性の向上**

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

**③ 第三者委員会による点検・評価**

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 公社等のあり方の見直し**

**ア 見直しの目的**

(ｱ) 県は、県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等を活用する必要性や関与のあり方について見直し、財政支出や人的支援の適正化を図る。

(ｲ) 公社等は、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、執行体制や事業の見直しなど、今後のあり方を検証し、より効率的・効果的に事業を推進する。

**イ 見直しの視点**

(ｱ) 県が公社等を活用する必要性

県が施策を実施する上で、県直執行と比較した事業実施における効率性、公社等の専門性の活用、民間事業者等での代替性等、公社等の必要性について見直し。

(ｲ) 公社等への県の関与のあり方の見直し

公社等を活用する事業の見直しに伴い、人的支援、財政支出を点検するなど、公社等への県の関与について見直し。

(ｳ) 公社等のあり方の検証

公社等において事業の必要性や今後の事業見込み、経営の持続性、業務運営の効率性等の観点から、今後のあり方を検証。

**ウ 見直しの進め方**

・令和３年度中に第三者委員会において見直しの視点や進め方等を整理の上、各部局において今後の公社等のあり方について検討

・部局の検討結果を踏まえ、令和４年度に第三者委員会においてヒアリング等を実施し、公社等について存廃も含めた委員会の意見を聴取

・第三者委員会の意見聴取に基づき、全ての公社等について、「廃止」「統合」「自立・民営化」「存続」の方針を決定

**② 公社等の運営の見直し**

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

**ア 経営の安定化**

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

**イ 職員数の見直し**

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

**ウ 給与の見直し**

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

**エ 県財政支出の見直し**

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

**オ 運営の透明性の向上**

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

**③ 第三者委員会による点検・評価**

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○公社等のあり方の見直し | → 公社等のあり方をゼロベースで見直した上、今後の方針を決定 | → 方針に基づき取組を推進 | → |

## (5) 兵庫県公立大学法人

［県政改革方針］

**① 魅力ある大学づくりの推進**

**ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進**

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の２大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

**イ 兵庫県立大学**

**(ｱ) 教育・研究充実のための大学改革の推進**

平成31年４月に再編した学部、令和３年４月に統合・再編した大学院を完成年次まで着実に運営するほか、姫路工学キャンパスの整備や新型コロナの影響を踏まえた教育改革などを推進し、教育・研究の充実を図る。

**(ｲ) 産学官連携など社会貢献の充実強化**

新長田のリカレント拠点の整備など社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

**ウ 芸術文化観光専門職大学**

**(ｱ) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進**

令和３年４月に開設した教育課程を完成年度まで着実に運営するため、中期目標・中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

**(ｲ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進**

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら貢献に関する取組を推進する。

**② 自律的、効率的な管理運営体制の確保**

**ア 一法人複数大学制による運営の実施**

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

**イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保**

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

**ウ 教職員の適正配置の推進**

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

**エ 持続可能な財務構造の維持**

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 魅力ある大学づくりの推進**

**ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進**

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の２大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

**イ 兵庫県立大学**

**(ｱ) 教育・研究充実のための大学改革の推進**

県が策定した第二期中期目標の達成を目指し、大学改革を推進

**a 国際商経学部、社会情報科学部の開設・運営（H31.4開設）**

平成31年４月に組織改編のあった学部を完成年次まで着実に運営

**b 大学院改革の推進（社会科学研究科、理学研究科、情報科学研究科の開設）（R3.4開設）**

令和３年４月に統合・再編した大学院を完成年次まで着実に運営

c 姫路工学キャンパスの整備

狭隘化、老朽化が顕著な姫路工学キャンパスについて、最先端工学研究、産学連携及び地域支援の拠点として機能の向上を図るため、計画的に建替

(ｲ) 産学官連携など社会貢献の充実強化

a 研究基盤の産業利用促進

ニュースバル等の研究基盤を活用した産業支援や産学共同研究を促進

b 新長田南地区におけるリカレント教育等拠点の整備

社会人のリカレント教育や産学連携のインキュベーション機能を持つ拠点の検討を実施

ウ 芸術文化観光専門職大学

(ｱ) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

令和３年４月に開設した教育課程を完成年度まで着実に運営

(ｲ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

中期目標・中期計画に定める地域貢献に関する取組を推進

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

法人として２大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう円滑に運営

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

(ｱ) 戦略的な法人経営体制の整備

理事長のリーダーシップのもと、戦略的な法人経営を行う体制を推進

(ｲ) 戦略的広報の展開によるブランドの構築と知名度の向上

記者会見を定期的に開催するなど、ターゲットに応じて効果的に教育研究成果等の情報発信を行い、大学の知名度向上やブランドを構築

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、教職員の任用形態の多様化の検討を行いながら、大学改革等に必要な人材を確保

エ 持続可能な財務構造の維持

(ｱ) 効率的経営の推進

経営資源の重点配分

外部資金の間接経費等を活用した先導的・創造的な研究への重点配分の実施など

(ｲ) 自立的経営の推進

競争的研究資金等への積極的な申請による外部資金の獲得

競争的研究資金や公募型研究事業へ積極的申請、採択率の向上

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○第二期中期目標・中期計画（H31.4～R7.3）の検証・見直し〔3 年経過の見直し〕 | → 業務全般の検証（必要に応じ中期目標・中期計画の見直しを実施） | | |

## Ⅱ　行政運営

### 1　組織

#### (1) 本庁

［県政改革方針］

① 部

政策課題への的確な対応、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効率的・効果的な執行が図られる部の体制とするため、特定分野を担当する部長の職を廃止し、部制条例で規定する「部」に再編し、本庁５部体制から 12 部体制へと見直す。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応する仕組みづくりとして「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア　局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ　課室

(ｱ) 多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(ｲ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ｳ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 部

ア 部の体制の見直し

特定分野を担当する部長について、所掌範囲と責任の所在を明確にし、組織の長としてより一層迅速かつ的確に政策立案･政策決定を行える体制を構築するため、部制条例で規定する「部」に再編し、本庁５部体制から 12 部体制へと移行する。また、部長のマネジメント強化策として、部長を補佐する職として次長を設置する。

② 局・課室

ア 局体制の見直し

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

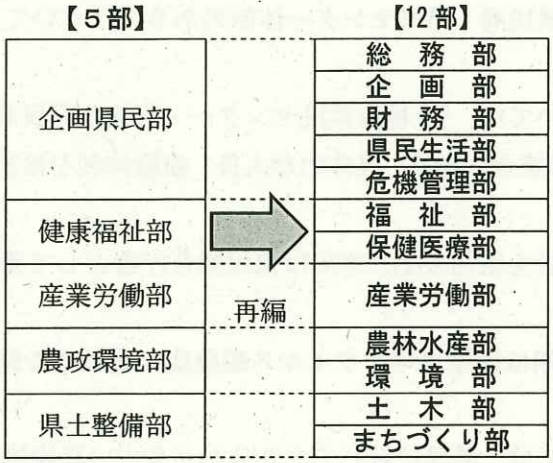
イ 課室体制の見直し

多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模として 20～30 名程度での課の大括り化を実施する。また、各部の政策立案・調整機能の向上に向け、見直し後の本庁各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。その他、施策推進に応じ、必要な課室の新設・再編を行う。

### ③ 本部体制の活用・見直し

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、引き続き、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

［見直しのイメージ（12 部体制）］




※新たな部の名称は仮称

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○本庁５部体制の見直し | → 新体制へ移行 | → 新体制への移行後の課題検証等 | → |

## (2) 地方機関

［県政改革方針］

**① 県民局・県民センター組織の見直し**

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、本庁５部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け、具体的な人員、組織体制を検討する。

なお、伊丹庁舎の整備は凍結し、現有庁舎を活用の上、本局は宝塚総合庁舎として統合する。

また、芦屋健康福祉事務所の分室化の時期は新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、県民に対してより分かりやすい組織体制とするとともに、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

**② その他地方機関**

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 県民局・県民センター組織の見直し**

**ア 県民局・県民センター体制の継続**

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、本庁５部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

**イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合**

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、コロナ禍による社会変化や課題等を踏まえ、伊丹庁舎の整備は凍結し、現有庁舎を活用の上、本局は宝塚総合庁舎として統合する。令和５年４月を目途に「阪神県民局」として発足することをめざし、必要な準備を行う。なお、芦屋健康福祉事務所の分室化の時期は新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、検討する。

**ウ 県民局・県民センター各事務所**

県民に対してより分かりやすい組織体制とするため、農林（水産）振興事務所内に設置している事務所の改編（改称）を行うとともに、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

**② その他地方機関**

特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

特に、増加が懸念される児童虐待について、迅速で速やかな対応の強化が必要となっていることを踏まえ、中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○阪神県民南センターと阪神北県民局の統合 | → 発足準備(事業の実施方法・体制の見直し、事務所の庁舎移転準備・移転) | 阪神県民局として発足 | → |

## (3) 教育委員会

［県政改革方針］

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

６教育事務所体制を基本とし、市町教育委員会、学校における様々な学校問題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に総合的に支援できる体制の構築を検討する。

なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進させるため、多様な教育課題等に効率的・効果的に対応できる体制を維持・更新する。

② 教育事務所

市町教育委員会、学校における様々な学校問題に総合的に支援できる体制の構築を検討する。

・市町教育委員会との連携強化

・学校支援体制の強化

## (4) 警察

［県政改革方針］

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署

「警察署等再編整備計画」に基づき、概ね３年後をめどに警察署再編地域の治安情勢を検証し、更なる対策の要否を検討する。

③ 交番・駐在所

業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 警察本部

暴力団の対立抗争、人身安全関連事案、特殊詐欺被害等の予断を許さない情勢に伴う治安需要の高まりや大規模災害対策等の推進を踏まえ、警察力の強化に向けた体制整備に取り組む。

② 警察署

警察署再編地域の治安情勢等について検証する。

③ 交番・駐在所

人口、事件・事故の発生状況等の業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、男女共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| ○警察署再編地域の検証 | → 地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証 | → 地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証 | 検証結果等を踏まえ更なる対策の要否を検討 |

## (5) その他行政委員会等

［県政改革方針］
行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

（具体的な取組内容（令和４年度））
行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

## 2　職員

### (1) 定員

［県政改革方針］

① 職員

ア 一般行政部門については、平成30年４月１日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。

定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。

イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。

ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 再任用職員

業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、再任用職員を積極的に活用する。

③ 会計年度任用職員

スクラップアンドビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

（具体的な取組内容（令和４年度））

① 職員

ア 一般行政部門職員

令和４年４月１日の職員数については、平成30年４月１日の職員数を基本に配置する。

イ 法令等により原則として配置基準が定められている職員

警察官、教職員、児童福祉司等については、国の配置基準の改正等を踏まえ適正配置を行う。医療職員については、法令、診療報酬制度等の配置基準を基本に、診療機能の充実・高度化等に応じた適正配置を行う。

| 区分 | | | H30.4.1 ① | R3.4.1 現在 ② | R4.4.1 見込 ③ | 対H30.4.1 ④(③−①) | 対R3.4.1 ⑤(③−②) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政部門職員 | | | 5,795 | 5,842 | | | |
| | 法令配置職員 | | 125 | 165 | | | |
| | 上記を除く職員 | | 5,670 | 5,677 | | | |
| 教育部門 | 法定教職員 | | 32,443 | 31,942 | | | |
| | 県単独教職員 | | 547 | 547 | | | |
| | 事務局職員 | | 414 | 426 | | | |
| 警察部門 | 警察官 | | 11,763 | 11,728 | | | |
| | 警察事務職員 | | 736 | 736 | | | |
| 公営企業部門 | 病院局 | 医療職員 | 5,825 | 6,119 | | | |
| | | その他の職員 | 359 | 366 | | | |
| | 企業庁職員 | | 149 | 144 | | | |

R3年度退職者数及びR4年度採用者数を踏まえ、別途記載

② 再任用職員

業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、積極的に活用するとともに、活用状況を対外的に明確化するため、令和４年４月１日の見込みを定数条例により管理する。

| 区分 | | | R3.4.1現在 ① | | | R4.4.1見込 ② | | | 増減 ③（②－①） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 常勤職員 | 短時間勤務職員 | 合計 | 常勤職員 | 短時間勤務職員 | 合計 | 常勤職員 | 短時間勤務職員 | 合計 |
| 一般行政部門職員 | | | 149 | 260 | 409 | R3年度退職者数及びR4年度採用者数を踏まえ、別途記載 | | | | | |
| 教育部門 | 教育委員会 | 教職員 | 1,380 | 246 | 1,626 | | | | | | |
| | | 事務局職員 | 13 | 56 | 69 | | | | | | |
| 警察部門 | 警察職員 | | 111 | 141 | 252 | | | | | | |
| 公営企業部門 | 病院局職員 | | 68 | 70 | 138 | | | | | | |
| | 企業庁職員 | | 5 | 9 | 14 | | | | | | |

※常勤職員は、「①職員」の内数

※短時間勤務職員は、通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数

③ 会計年度任用職員

ＩＣＴの積極的な活用等による業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置するとともに、制度の円滑な運用を図る。

| 区分 | | | R3年度 ① | R4年度 ② | 増減 ③(②－①) |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政部門職員 | | | 1,964 | R4年度当初予算等を踏まえ、別途記載 | |
| 教育部門 | 教職員 | | 1,110 | | |
| | 事務局職員 | | 216 | | |
| 警察部門 | 警察職員 | | 497 | | |
| | 警察事務職員 | | 103 | | |
| 公営企業部門 | 病院局 | 医療職員 | 1,707 | | |
| | | その他の職員 | 157 | | |
| | 企業庁職員 | | 31 | | |

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| ○定年引上げの実施に向けた準備等 | → 中長期的な定員管理のあり方、役職定年制等の検討<br>定年引上げに関する条例案の上程（９月議会） | → R5.4.1改正法施行（定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度末定年退職者なし） | → R6.4.1役職定年等の実施 |

## (2) 給与

［県政改革方針］

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行う。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

**（具体的な取組内容（令和4年度））**

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ、引き続き、次のとおり給与抑制措置を行う。

| 区　分 | 給料 | 期末手当 | 退職手当 | （参考）年収削減額 |
|---|---|---|---|---|
| 知　事 | △ 6％ | △ 5％ | △ 5％ | △131万円 |
| 副知事 | △ 4％ | △ 3％ | △ 5％ | △ 66万円 |
| 教育長等 | △ 3％ | △ 2％ | － | △ 40万円 |
| 防災監等 | △ 2％ | △ 1％ | － | △ 21万円 |

**（参考）知事及び副知事の給与の特例に関する条例に基づく給与抑制措置**

知事及び副知事については、令和7年7月まで、次のとおり給与抑制措置を行う。

| 区　分 | 給料 | 期末手当 | 退職手当 | （参考）年収削減額 |
|---|---|---|---|---|
| 知　事 | △ 30％(△6%) | △ 30％(△5%) | △ 50％(△5%) | △687万円(△131万円) |
| 副知事 | △ 15％(△4%) | △ 15％(△3%) | △ 25％(△5%) | △269万円(△66万円) |

※ 上記①アの給与抑制措置（( )書き再掲）を含む。

**（参考）R3年度の議員の年収削減の状況**

| 区　分 | 削減額 |
|---|---|
| 議　員 | △ 58万円<br>(報酬△5%・12月期末手当△5%) |

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、次のとおり給与抑制措置を行う。

| 主な職 | 管理職手当 | (参考)年収削減額 | (参考)全体削減額※ |
|---|---|---|---|
| 部　長 | △ 12% | △ 19万円 | △0.1億円 |
| 局　長 | | △ 16万円 | △0.5億円 |
| 課　長 | | △ 13万円 | △2.0億円 |
| 副課長 | | △　9万円 | △1.8億円 |

※全体削減額には共済費負担金含む

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| ○定年引上げの実施に向けた準備等 | → 60歳に達した職員に係る給与制度の検討<br>定年引上げに関する条例案の上程（9月議会） | → R5.4.1改正法施行<br>（定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度末定年退職者なし） | → R6.4.1　60歳に達した職員に係る新たな給与制度の適用 |

## (3) 働き方改革の推進

[県政改革方針]

働き方改革推進プラン（仮称）を策定し、テレワークやフレックスタイム制など柔軟で多様な働き方の推進、全庁を挙げた超過勤務の縮減、休暇・休業制度の充実・取得促進等に取り組む。また、旧来の慣例・慣習による仕事を見直し、生み出した時間を創造的な政策立案に充てるなど、県庁の働き方改革を推進する。

**① 柔軟で多様な働き方の推進**

在宅勤務制度、サテライトオフィス、モバイルワーク、時差出勤、フレックスタイム制等の充実や利用促進を図り、柔軟で多様な働き方を推進する。

**② 超過勤務の縮減**

適切な労働時間の管理とともに、デジタル技術の活用等による抜本的な業務プロセスの見直しや、総務・予算・人事など、全庁的に超過勤務の要因となっている業務の見直し、職員研修による意識改革等を進め、超過勤務の縮減を推進する。

**③ 休暇・休業制度の充実・取得促進**

「第７次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく男性の育児休業等の取得目標の達成に向け、職場全体の意識改革を推進するとともに、育児・介護等と仕事の両立が図られるよう、休暇・休業制度の充実と取得促進に取り組む。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**① 柔軟で多様な働き方の推進**

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| ア 在宅勤務の推進 | (ｱ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした利用のみならず、平時における職場勤務と在宅勤務を組み合わせた勤務の推進<br>(ｲ) テレワーク兵庫やテレビ会議システム、オンラインコミュニケーションアプリ(Teams)等の活用促進<br>(ｳ) 全庁及び各部局で在宅勤務推進月間を設定<br>(ｴ) 利用促進のための研修や、管理職向けのマネジメント研修を開催<br>(ｵ) 職員アンケートの結果を踏まえた環境改善 |
| イ 時差出勤の推進 | (ｱ) 勤務時間帯を４区分から選べる勤務時間弾力化制度の利用促進<br>(ｲ) 早出・遅出勤務について、所属職員数の２割を上限とする基準の廃止を検討 |
| ウ フレックスタイム制の推進 | (ｱ) フレックスタイム制の利用促進<br>(ｲ) フレックスタイム制の全職員への拡大の検討 |

**② 超過勤務の縮減**

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| ア 適切な労働時間の管理 | (ｱ) 超過勤務に関する規則・要綱により労働時間を適切に管理<br>(ｲ) 働き方改革委員会等における超勤縮減目標の設定と進行管理 |

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| イ 業務改革の推進 | (ｱ) 庁内協議の進め方や慣例による調整業務等の見直しを実施<br>(ｲ) テレビ会議による会議運営の省力化をはじめ、デジタル技術を積極的に活用した抜本的な業務プロセスの見直しを実施<br>(ｳ) 総務・予算・人事など、全庁的に超過勤務の要因となっている業務を対象に、業務執行方法の見直しによる効率化を実施 |
| ウ 職員の意識改革 | (ｱ) すべての階層別研修においてタイムマネジメントに関する研修を実施<br>(ｲ) 超過勤務が多い所属等を対象とした働き方改革研修を実施<br>(ｳ) 超過勤務の縮減に資する顕著な功績のあった班・課に対する表彰制度を実施<br>(ｴ) 職員提案において働き方改革に関する提案を募集 |

③ 休暇・休業制度の充実・取得促進

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| ア 男性職員の育児参加の促進 | (ｱ) 「子育てサポートミーティング」により管理職をはじめとした職場全体の意識改革<br>(ｲ) 「男性職員の子育て参加ガイド（令和４年度改訂）」等による育児休業制度等の周知徹底 |
| イ 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実 | (ｱ) 不妊治療のための休暇の新設<br>(ｲ) 男性の育児参加のための休暇の対象期間の拡大<br>(ｳ) 育児休業の取得回数制限の緩和<br>(ｴ) 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件緩和 |
| ウ 休暇・休業制度の取得促進 | (ｱ) 「子育て・介護のための両立支援に関する手引き（令和４年度改訂）」による制度の周知や取得事例の紹介等による理解促進<br>(ｲ) 管理職研修の実施により、支援制度を気兼ねなく活用できる職場環境づくりの推進 |

(参考) 超過勤務の縮減目標［知事部局等※の数値目標］

| 区分 | Ｒ３目標 |
|---|---|
| 職員一人１月当たりの平均超過勤務時間 | R2 年度実績(△3.7%) を踏まえ、前年度実績（10.9 時間）から△３％ |
| 年間 360 時間超の職員数 | H30 年度～R2 年度の 3 カ年実績(△17.1%)を踏まえ、前年度実績(413 人) から△６％ |

※ 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

(参考) 育児に係る休暇・休業の取得に関する目標［知事部局等※の数値目標］

| 項　目 | 目　標 | 達成時期 | Ｒ２年度実績 |
|---|---|---|---|
| 男性の育児休業の取得率 | 30%<br>(希望者の 100%) | R7 年度 | 16.0%<br>(希望者の 100%) |
| 配偶者の出産補助休暇の取得率 | 100% | | 99.1% |
| 男性の育児参加休暇の取得率 | 100% | | 89.6% |

※ 同上

（参考）妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実（R4.1.1～R4.10.1施行予定※）

| 項　目 | 拡充内容（案） | | 現行 |
|---|---|---|---|
| ア 不妊治療のための休暇の新設 | 付与日数 | 5日（有給）<br>※頻繁な通院を要する場合は5日加算 | なし |
| イ 男性の育児参加のための休暇の対象期間の拡大 | 対象期間の終期 | 子が1歳に達する日まで | 出産の日後8週間を経過する日まで |
| ウ 育児休業の取得回数制限の緩和 | 取得回数 | 原則2回まで | 原則1回まで |
| | 子の出生後8週間以内の育休の取得回数 | 上記に加え2回まで | 上記に加え1回まで |
| | 子の出生後8週間以内の育休の請求期限 | 2週間前まで | 1か月前まで |
| | 期末勤勉手当算定に係る在職・勤務期間の除算の取扱い | 現行の取扱いは維持した上で、子の出生後8週間以内の承認期間とそれ以外の期間における承認期間は合算しない。 | 承認期間が1か月以下の育児休業の期間は除算しない。 |
| エ 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件緩和 | 育児休業 在職要件 | なし | 在職1年以上 |
| | 育児休業 子の出生後8週間以内に取得する場合の取得要件 | 子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までにその任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと | 子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと |
| | 育児休業 子が1歳以降に取得する場合の取得要件 | 夫婦交代で取得する場合や特別の事情がある場合において、初日以外からの取得を認める | 子が1歳又は1歳6か月の到達日の翌日を初日として取得する場合に限定 |
| | 配偶者の出産補助休暇・男性の育児参加のための休暇・産前休暇・産後休暇の給与の取扱い | 有給 | 無給 |
| | 育児部分休業・介護休暇・介護時間の取得要件 | なし | 在職1年以上 |
| | 短期介護休暇の取得要件 | 6月以上の任期又は6月以上継続勤務 | 6月以上継続勤務 |

※　国の法改正等の動向を踏まえて支援制度を改正

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○柔軟で多様な働き方の推進<br>・在宅勤務の推進<br>・時差出勤の推進<br>・フレックスタイム制の推進 | 在宅勤務推進月間、利用促進のための研修等の実施　等<br>制度の運用・利用促進、早出・遅出勤務について、所属職員数の２割を上限とする基準の廃止の検討<br>制度の運用・利用促進、全職員への拡大の検討 | | |
| ○超過勤務の縮減<br>・働き方改革委員会等における超勤縮減目標の設定と進行管理 | 目標設定　実績共有・検証（四半期毎） | 目標設定　実績共有・検証（四半期毎） | 目標設定　実績共有・検証（四半期毎） |
| ○休暇・休業制度の取得促進<br>・「子育てサポートミーティング」の実施による職場全体の意識改革　等<br>・妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実 | 四半期ごとの実施状況の照会、手引き等での周知<br>両立支援制度の充実 | 制度の運用・取得促進 | |

## (4) 人材育成

［県政改革方針］

**① 職員の能力向上・士気高揚**

ア 時代に即した研修の充実や、職員の意欲と適性を踏まえたジョブローテーション、民間等との人事交流などにより職員の能力向上を図る。

イ 人事評価の活用等による士気高揚に取り組み、新たな県政を担う人材を育成する。

**② 女性活躍の推進**

ア 組織の多様性を推進するため、引き続き、女性職員の職域の拡大、キャリア形成を意識した人事配置に努める。

イ 職場でのＯＪＴ強化、女性ロールモデルの情報発信のほか、女性管理職同士のネットワークづくりやキャリアアップ研修を充実させる。

**③ 多様な人材の積極的な登用**

ア 年齢構成の平準化と多様な人材の確保に向けて、経験者採用試験を積極的に活用する。

イ 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、外部専門人材等の県政への参画を積極的に促進する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

平成 12 年度に策定した「兵庫県職員研修・育成計画」について、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、新たな人材育成に関する基本方針を策定することにより、人事管理全般を通じた総合的な人材育成を推進する。

**① 職員の能力向上・士気高揚**

**ア 効果的な職員研修の実施**

(ｱ) 階層別研修による各職位に必要な職務遂行能力の養成、特別研修による業務に応じた専門知識、課題対応力の習得を促進

(ｲ) データに基づいた政策立案研修の拡充を図るとともに、民間企業との共同研修の開催を検討

(ｳ) 管理監督職のＯＪＴ実践力の強化に向けた研修の拡充

(ｴ) オンライン研修の拡大により、集合研修との最適な組み合わせによる効果的な研修の実施

(ｵ) 研修から一定期間の経過後、職場での実践結果を踏まえて実施するフォローアップ研修の新設

(ｶ) 職務に有用な資格取得やリカレント教育等による職員の能力向上を推進

(ｷ) 時代に即した研修計画の見直しとともに、自治研修所が担うべき役割・機能について検討し、効果的な職員研修を実施

**イ 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置**

(ｱ) 職員の意欲や希望を重視した登用や柔軟な人事異動を目指し、職員自らが主体的にキャリアデザインを行う仕組みと、庁内インターンなどにより短期的に他所属での勤務を認める「兵庫県マルチワークプログラム」を新設

(ｲ) 現行の人事評価に加え、職員のスキルや経験を可視化する客観的な評価手法を研究し、適性や能力が最大限発揮できる人事配置を促進

(ｳ) 県政のスピード感と現場主義の姿勢を養うため、採用後は早期に本庁と地方を２回ずつ経験するジョブローテーションを実施

**ウ 地域社会での活躍の促進**

地域活動など職員の公務外での活動を促進し、地域活性化に貢献するとともに、職員の能力向上と人的ネットワークの形成を推進

**エ 民間等との人事交流**

公民連携プラットフォーム等の活用により、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野での人事交流を推進

**オ 職員の士気高揚**

(ア) 人事評価制度の新たな指標として「チャレンジ目標」と「マネジメント目標」の導入を検討し、引き続き適性かつ効果的な人事評価を実施

(イ) 人事評価を昇給、手当、表彰に適切に反映すること等による士気高揚の促進

**② 女性活躍の推進**

ア 女性職員の職域の拡大、キャリア形成を意識した人事配置

イ 職場でのＯＪＴ強化、女性ロールモデルの情報発信、女性管理職同士のネットワークづくりやキャリアアップ研修の充実

(参考) 女性登用の目標　[知事部局等※1の数値目標] ※2

| 項　目（案）※当該職に占める女性割合 | 目　標 | 達成時期 | R3.4 実績 |
|---|---|---|---|
| 本庁部局長相当職 | 10% | R7.4 | 11.7% |
| 本庁課長相当職 | 20% | | 17.5% |
| 本庁副課長相当職 | 20% | | 16.0% |
| 本庁班長・主幹相当職 | 30% | | 25.3% |
| 採用者に占める女性割合 | 45%以上 | R3.4～R7.4 | 44.9% |

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

※2 目標は、「第４次兵庫県男女共同参画計画」及び「第７次男女共同参画兵庫県率先行動計画」において規定

**③ 多様な人材の積極的な登用**

ア 年齢構成の平準化と多様な人材の確保に向けて、経験者採用試験の積極的な活用に加え、特定分野での実績を基に採用する特別枠採用試験の実施を検討

イ 多様化・複雑化する社会課題への対応のため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、外部専門人材や複業人材も含めた民間人材を積極的に活用

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○人材育成に関する基本方針の策定 | 人材育成に関する基本方針の策定 | 基本方針の周知徹底<br>基本方針を踏まえた取組内容の見直し | |
| ○職員の能力向上・士気高揚 | 階層別研修、特別研修の実施<br>［R4 年度の取組］<br>データ活用研修の拡充、民間との共同研修の検討、<br>ＯＪＴ実践力の強化に向けた研修の拡充、<br>フォローアップ研修の新設　等 | | |
| | 「庁内ｲﾝﾀｰﾝ等」の試行実施 | 「兵庫県ﾏﾙﾁﾜｰｸﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ」の実施 | |
| | 地域社会での活躍促進、民間等との人事交流の推進 | | |
| | 人事評価制度の見直し<br>客観的指標の研究 | 人事評価制度の適正な実施 | |
| ○多様な人材の積極的な登用 | 経験者採用試験の見直し<br>特別枠採用試験の検討 | 時代に即した多様な採用試験の実施 | |
| | 外部人材、複業人材の活用分野等の検討 | 外部人材、複業人材の活躍促進 | |

## 3　業務改革

［県政改革方針］

(1) 抜本的な業務プロセスの見直し

書面・対面規制や公印の見直しなど業務プロセス改革を推進するとともに、行政手続オンライン化の着実な推進や、公印のデジタル化、キャッシュレス決済の推進等に取り組み、県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図る。

(2) 先端 ICT 技術の積極的活用

AI（Chatbot）・RPA による定型業務の効率化、オンライン会議等による会議運営の省力化、在宅勤務用システムやタブレット等を活用したテレワークにより業務を効率化するとともに、ビッグデータを用いた施策立案の高度化や AI・IoT 等の ICT 活用施策の拡充・拡大により質の高い行政運営を推進する。

(3) 外部人材の活用及び職員のデジタルリテラシーの向上

外部人材の指導・助言によりデジタル技術を活用した行政施策を推進する。また、行政課題の解決にデータを利活用する研修を実施し職員のデジタルリテラシーの向上を図り、行政サービスの向上や政策立案の高度化を支援する。

(4) 組織風土の醸成

業務改革に取り組む組織風土や、職員の改革マインドを醸成し、全庁一丸となって業務改革を推進し、イノベーション型行財政運営の実現を目指す。

（具体的な取組内容（令和 4 年度））

(1) 抜本的な業務プロセスの見直し

県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図るため、業務プロセスの抜本的な見直しに向け、以下の取組を推進する。

①主な取組項目

ア 行政手続オンライン化の推進

「オンラインが原則。紙でもできる」、「手続全体(申請から通知・支払まで)をオンライン化」を基本方針とし、効果性・実現性の高い手続から優先してオンライン化

「行政手続オンライン化推進方策（R3.10 策定)」に基づき、手続のオンライン化を推進

(ｱ) 主要手続（処理件数 年 400 件以上）は、「国の対応」や「書面・対面が必要」な手続を除き 3 カ年で全てオンライン化（R3:150 手続→R5:303 手続）

(ｲ) 全手続では、R3～5 年度で新たに 3,919 手続をオンライン化（R3:4,762 手続→R5:8,681 手続）

イ 公印のデジタル化

公印文書を必要とする手続や契約事務の迅速化と効率化を図るため、電子公印や電子契約を導入

(ｱ) 公印を省略できない一部の県発出文書について、R4 年度に電子公印の導入検証を行い、その後本格導入を目指す。

(ｲ) 県が締結する契約事務について、R4 年度に電子署名による電子契約の導入検証を行い、その後本格導入を目指す。

**ウ キャッシュレス決済の推進**

支払手続をシステム上で完了させ、収入証紙の購入や窓口での納入通知書払を不要とするとともに、来所が必要な手続きは窓口端末の設置を検討し、収納全般でキャッシュレス決済を導入

(ｱ) R3 年度に構築する電子納付システムを活用し、R4 年度から先行的に、収入証紙で収納している手続について、クレジットカード、インターネットバンキング、スマホ払いやコンビニ払いを導入

(ｲ) クレジットカード、電子マネーが使える窓口端末について R4 年度から順次導入を検討

(ｳ) なおも必要な納入通知書はバーコードによるキャッシュレス化を R4 年度に検討

**② その他の取組項目**

**ア 書面規制等の見直し**

書面・対面規制や公印の押印見直し、規制緩和に向けた国要望の実施等により、ペーパーレス化・オンライン化をさらに徹底する。

**イ 電子決裁の推進、保存文書の電子化の推進**

R3 年度に機能向上を行う文書管理システムや、電子決裁機能を整備する財務会計システムを有効に活用し、電子決裁をさらに推進するとともに、保存文書の電子化を推進する。

**ウ 業務執行方法の見直しによる業務効率化**

民間へのアウトソーシングのさらなる活用をはじめ、職員の業務効率化に資する業務執行方法見直しの取組を推進する。

**(2) 先端 ICT 技術の積極的活用**

先端 ICT 技術を活用し、職員の業務効率化、ICT 活用施策の拡充・拡大を図るため、以下の取組を推進する。

**① 庁内業務の効率化**

**ア 定型業務の効率化**

(ｱ) AI（Chatbot）により、庁内外からの問合せに自動で応答（稼働：4 業務）

(ｲ) RPA を活用して、メール添付ファイルの集約、WEB からの情報収集、手書き帳票の OCR 読込等の定型業務を自動化（稼働：118 業務）。研修により RPA を活用できる職員を育成

**イ 会議運営の省力化**

タブレットや大型ディスプレイの活用によるペーパーレス会議や、本庁と県民局・外部事業者等とのテレビ会議を推進する。

**ウ テレワークの推進**

(ｱ) 在宅勤務用システム（テレワーク兵庫）による在宅勤務や、出張先や移動時等におけるモバイルパソコン、タブレット端末の活用を推進する。

(ｲ) サテライトオフィスの運用については、在宅勤務の執務環境向上（テレワーク兵庫、モバイルパソコン、電話転送機能の整備等）を踏まえた適切な配置とする。

**② 質の高い行政運営の推進**

**ア データ利活用による施策立案の高度化**

地理情報システム(GIS)や人流データ分析ツール等の活用により、多様なデータを分析・可視化する。

**イ ICT活用施策の拡充・拡大**

(ｱ) 行政課題の解決に向け、ICT 事業者等から技術提案を募集、導入するにあたって、調整や助言を実施する。

(ｲ) 県・市町職員のコミュニケーションの活性化、相互アドバイス等の促進に向け、チャットツールを試行する。

### (3) 外部人材の活用及び職員のデジタルリテラシーの向上

デジタル技術を活用した行政施策の促進や、データ利活用による行政サービスの向上等を支援するため、以下の取組を推進する。

#### ① ICT 人材の育成・活用

**ア 外部人材のさらなる活用**

高度な専門知識を有する情報戦略監、情報専門官、デジタル業務専門官の行政の慣行にとらわれない視点等による指導・助言を踏まえ、庁内の ICT 人材と連携し、デジタル技術を活用した各分野の行政施策を促進する。

**イ データ利活用研修の実施**

行政課題の解決に必要なデータの収集及び ICT を活用したデータ分析等の知識・技術に関する研修を実施し職員のデジタルリテラシーの向上を図り、行政サービスの向上や政策立案の高度化を支援する。

### (4) 業務改革に取り組む組織風土の醸成

組織的な取組及び職員一人ひとりの主体的な取組を促進し、業務改革を着実に進めていくため、以下の取組を推進する。

#### ① 業務改革研修等の実施

業務改革をテーマとした職員研修を通じて、職員に改革マインドを浸透させるとともに、業務改革の目標を設定する等して組織的な取組を促進する。

#### ② 職員提案制度の改善

職員一人ひとりから、より積極的に業務の創意工夫や変革の提案がなされ、各職場において提案の趣旨を活かした取組が進むよう、現行の職員提案制度の改善を図る。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○行政手続オンライン化の推進 | → 推進方策に基づき順次オンライン化 | | → 対象手続拡大 |
| ○公印のデジタル化 | → 試験的導入・検証 | → 本格導入 | → 対象手続拡大 |
| ○キャッシュレス決済の推進 | → ・収入証紙の電子納付導入 | → ・収入証紙の電子納付拡大 | → ・ｷｬｯｼｭﾚｽ決済の対象拡大 |
| | → 窓口端末やﾊﾞｰｺｰﾄﾞ付納入通知書 導入検討 | 導入検討結果を踏まえた対応 | |

## 4　地方分権への取組

［県政改革方針］

(1) 地方分権改革の推進

① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。

② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。

③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、７つの広域事務を着実に実施する。

② 新型コロナウイルス感染症への広域的な対応（府県域を越えた医療連携や府県市民への要請等の広域調整、知見の共有、国への提言等）について、構成府県市が一体となった取組に対応する。

③ 関西全域の産業競争力強化および新産業創出のため、構成府県市の公設試の連携強化を柱とした、中堅・中小企業の新たな技術開発支援体制に向けて検討する。

④ 2025 年大阪・関西万博に向けた取組、延期となったワールドマスターズゲームズ関西の開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。

⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。

⑥ 中長期的な観点から、関西広域連合の今後対応すべき広域課題やその解決に相応しい体制等について検討する。

(3) 規制改革の推進

① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。

② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

（具体的な取組内容（令和４年度））

(1) 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲等や、地方税財源の充実強化に向けた地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等について、本県独自の働きかけに加え、下記団体と連携して国への働きかけを積極的に推進

① 兵庫県としての働きかけ

ア 事務・権限移譲等の推進

(ｱ) 国から地方への事務・権限の移譲等の推進

「提案募集方式」を活用し、地方の実情に応じた施策実施が可能となるように、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する負担軽減等を国へ提案

(ｲ) 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

「県から市町への権限移譲検討会議」において、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、一層の権限移譲を進めるとともに、移譲に向けた専門人材の人事交流、併任等を必要に応じて実施する。

**イ 地方税財源の充実強化**

地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等について提案活動を実施

**② 県地方六団体（兵庫県、兵庫県議会、兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会）としての働きかけ**

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を開催し、提言等を取りまとめ、政府・与党等に要請活動を実施

**③ 全国知事会としての働きかけ**

・地方税財政常任委員会・地方分権推進特別委員会を開催し、提言等を取りまとめ、国への働きかけを実施

・本県が幹事長を務める国民運動本部を通じて、地方が抱える諸課題の解決策を国に提案

**④ 関西広域連合としての働きかけ**

提案をとりまとめ、国への働きかけを実施

**(2) 関西広域連合による取組の推進**

**① 広域事務等の着実な実施**

・第４期広域計画（計画期間：令和 2～4 年度）に基づき、広域防災など７分野の広域事務及び企画調整事務を着実に実施

・関西全域の産業競争力強化および新産業創出のため、構成府県市の公設試の連携強化を柱とした、中堅・中小企業の新たな技術開発支援体制に向けて検討

・2025 年大阪・関西万博に向けた取組、延期となったワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催に向けた機運醸成等について、構成府県市で連携協力して対応

**② 分権型社会の実現に向けた取組**

・提案募集方式を活用し、大括りの事務・権限の移譲を引き続き国へ求めるとともに、広域連合に対し実証実験的に権限移譲を行うことなど、新たな地方分権改革の手法等を提案

・国土の双眼構造の実現に向け、関西への移転が実現している文化庁地域文化創生本部（京都府）、消費者庁新未来創造戦略本部（徳島県）、総務省統計局統計データ利活用センター（和歌山県）等との連携強化を図り、政府機関等の関西へのさらなる移転を促進するとともに、防災庁の創設について国へ働きかけを実施

**③ 今後の広域行政の在り方**

第４期広域計画の評価・検証を行うとともに、専門的な見地からの助言等を踏まえ、第５期広域計画を策定する。

(3) 規制改革の推進

① 特区制度の推進

ア 関西圏国家戦略特区

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を進めるとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に提案

イ 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

(ｱ) 関西イノベーション国際戦略総合特区

第３期特区計画（令和４～８年度）に基づき、先進的な研究開発、製品化・事業化への展開、国際競争拠点形成に向けた取組を推進

(ｲ) あわじ環境未来島特区

第３期特区計画（令和４～８年度）に基づき「持続する環境の島」の実現に向けた取組を推進

・事業者等による太陽光発電設備の導入促進など再生可能エネルギーの利用を促進

・環境にやさしい移動ツールとして島内住民への EV（電気自動車）の普及を促進するとともに、水素エネルギーの利活用方策を検討

② 県及び市町が設ける規制の改革の推進

有識者からなる県規制改革推進会議を設置し、社会･経済構造の変化への対応が遅れ地域活性化の支障となっている県及び市町町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等の取組を推進

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| **【地方分権改革の推進】** | | | |
| ○県としての働きかけ | → | → | → |
| ○関係団体と連携した働きかけ | → | → | → |
| **【関西広域連合による取組の推進】** | | | |
| ○広域事務等の着実な実施 | → | → | → |
| ○分権型社会の実現に向けた取組 | → | → | → |
| **【規制改革の推進】** | | | |
| ○特区事業の認定・推進 | → | → | → |
| ○新たな規制緩和の提案 | → | → | → |

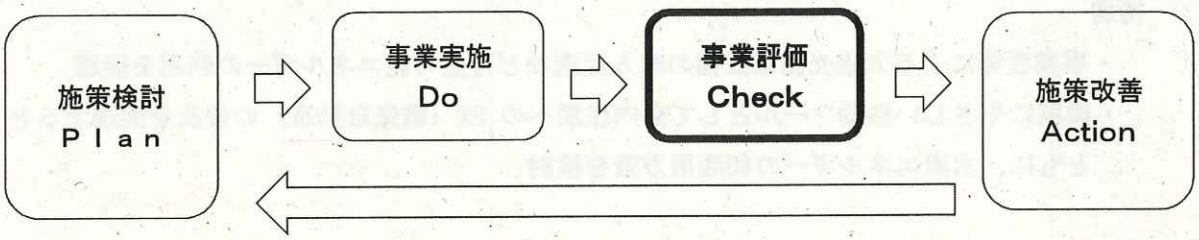
## Ⅲ　事業レビューの導入

［県政改革方針］
施策の有効性・効率性等について、外部有識者の評価を受け、不断の改革に取り組む中で、施策や事業をデータ等の合理的根拠に基づき自発的に改善・創意工夫できるイノベーション型行財政運営の実現を目指す。
また、県政の透明性を高めるため、評価結果を公表する「事業レビュー」を導入する。

**（具体的な取組内容（令和４年度））**

**１　実施概要**

毎年度見直し事業を選定の上、外部有識者による事業評価を行い、評価結果を公表する「事業レビュー」を実施する。評価結果を翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映させることで、施策のＰＤＣＡサイクルの実現と、職員の政策形成能力の向上とデータ等の合理的根拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）の定着を図る。




**２　対象事業（例）**

(1) 現行実施している事務事業評価の対象事業（事業費 500 万円以上の政策的事業）
(2) 各部局から見直し・改善したい事業として要望のあった事業
(3) 事業実施から相当年数経過している事業
(4) 令和３年度の総点検以降、さらに見直しが必要となった事業　等

**３　評価実施者**

地方行財政等に知識経験を有する外部有識者

**４　実施時期**

令和４年４月～

【主な取組の工程表（R4～R6）】

| 取組内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---|---|---|---|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| ○事業レビューの実施 | →<br>【毎年度】<br>・事業ﾚﾋﾞｭｰｼｰﾄの作成（4～5 月）<br>・事業レビューの実施（7～8 月）<br>・事業評価結果の受理･公表（10 月）<br>・翌年度当初予算等へ反映 | | |